

令和2年白浜町議会第2回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和2年6月18日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和2年6月18日 10時01分

1. 閉 議 令和2年6月18日 14時43分

1. 散 会 令和2年6月18日 14時43分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

			2番	楠 本	隆 典
3番	廣 畑	敏 雄	4番	西 尾	智 朗
5番	正 木	秀 男	6番	南	勝 弥
7番	小 森	一 典	8番	丸 本	安 高
9番	辻	成 紀	10番	松 田	剛 治
11番	溝 口	耕太郎	12番	長 野	莊 一
13番	堅 田	府 利	14番	水 上	久美子

欠席議員 1名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番 堀 匠

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 濱 口 伊佐夫 事 務 主 査 坂 本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副 町 長 林 一 勝
教 育 長 豊 田 昭 裕

富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税務課長	岩 城	祐 朗
民生課長	中 本	敏 也	住民保健課長	泉	芳 明
生活環境課長	廣 畑	康 雄	観光課長	寺 脇	孝 男
建設課長	玉 置	康 仁	上下水道課長	久 保	道 典
会計管理者	玉 置	孔 一	消 防 長	大 谷	哲 也
教育委員会					
教育次長	榎 本	崇 広	総務課副課長	山 口	和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

追加日程第2 会議録署名議員指名について

1. 会議に付した事件

日程第1 から追加日程第2

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和2年第2回定例会2日目を開会します。

ただいまの出席議員は13名です。

1番 堀議員から、欠席の届出がありますので、ご報告いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番 外（事務局長）

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は、一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

新型コロナウイルス感染症に関する感染防止のため、出席者はマスクを着用しています。

また、感染防止に伴う熱中症対策のため、職員の飲み水の持ち込を許可しています。引き続き、定期的に換気を行うなど、感染防止の徹底に努めながら会議を行いますので、ご協力をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順1番、10番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は分割方式です。通告質問時間は60分でございます。質問事項は、1つとして、コロナ禍を踏まえた防災・減災対策について、2つとして、コロナ禍を踏まえた福祉事業所の支援について、3つとして、アフターコロナの取り組みについて、4つとして、子育て支援についてであります。

初めに、コロナ禍を踏まえた防災・減災対策についての質問を許可します。

10番 松田君（登壇）

○10番

通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大、第2波、第3波が懸念される中、日本列島はこれから本格的な台風シーズンを迎えるとともに、いつ起きてもおかしくない巨大地震など、災害発生に備えた対策は喫緊の課題であります。白浜町としても、新型コロナウイルスに対応した災害対策としての支援をどう考え、どのように実行していくのか、早急に対応すべきことであります。

そこで、次の4点について、町のご見解をお伺いいたします。

1つ目として、新型コロナウイルスを想定した対応訓練の実施もすべきと考えますが、当局の考えについて。

2つ目として、新型コロナウイルス感染対策として、避難体制の整備や避難所の点検確認等を行う必要があります。あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所の開設を図ることも重要な施策であります。町内のホテルや旅館の借上げや学校施設教室の活用をすべきであります。これについては、日置川河川地域の住民の方より、安心して避難できる場所として、三舞中学校やリヴァージュ・スパひきがわを避難所として活用できないかとの要望もありました。また、可能な場合は、親戚や友人の家等への避難を周知することも考えていただき、分離避難所の体制構築として、過密状態を防ぐべきであると思っておりますが、当局の考えについて。

3つ目として、避難者の健康状態の確認、避難所内での十分な換気や衛生環境の確保、手洗い、せきエチケット等の基本的な感染対策、また、発熱、せき等の症状が出た者のための専用スペースの確保について、どのような対策を考えているのか。また、避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応について、どのような対策を考えているのか。さらに、新型コロナウイルス感染症の自宅療養、軽症者等への対応について、適切な避難の仕方を事前に決めておく必要もありますが、当局の考えについて。

4つ目として、新型コロナウイルス感染拡大を想定した対策として、マスクや消毒液などの衛生物資の備蓄や、防護機材やそれらの流通経路の確保も大変重要な施策であると考えます。この件につきましては、議会からも新型コロナ対策として申し入れをし、当局のほうより、対策を講じていくとのご回答も得ております。そのような経緯もあって、町として、次

亜塩素酸水の生成器を購入していただく運びとなっております、これに関しては、素早い対応をしていただき本当にありがたく思っております。しかし、最近なって、次亜塩素酸水の噴霧による除菌の効果にも疑問があり、また、人体への影響もある可能性を示唆した報道もされております。これについては、コロナに効くということで各社が販売しておりましたが、業者によって除菌濃度、製品の成分がばらばらであったりとしていたこともあり、除菌効果の検証も必要になったと言われております。そのようなこともあり、きちんとした除菌の検証結果が出るまで購入を見合わせるべきであると思っておりますが、どうですか。また、このまま予定どおり生成器を購入するのであれば、使用での注意事項、噴霧禁止など、使用用途をきちんと明確化し、安心を保証しなければ、配布も難しいと考えております。

また、コロナとの戦いは長期に及ぶことが考えられます。その上で、感染防止支援として、避難所で活用できる段ボールベッドやパーテーションの購入やマスクやアルコール消毒液などの衛生物資の備蓄にも力を入れていただき、いざというときに地域住民や地域にある関連機関などに衛生物資を配布していただける施策として、地方創生臨時交付金を活用するなどし、きちんとした予算付けをしていただきたいと思います。

以上4点について、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

松田議員より、コロナ禍を踏まえた防災減災対策についてご質問をいただきました。

昨日6月17日現在、和歌山県下におけるコロナウイルスの陽性患者はゼロ名が継続していますが、首都圏等の状況を見ますと、今後においても感染拡大がないとは言い切れない状態です。現在、避難行動上の感染症予防対策も必要不可欠と考え、逐次、必要な物品の調達を実施中ですが、地方創生臨時交付金制度の対象や、町の予算規模を検討しつつ、引き続き、避難所開設時の感染症予防対策を実施していきたいと考えます。細部につきましては担当課長に答弁させます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君（登壇）

○番 外（総務課長）

おはようございます。まず最初に、避難所開設訓練研修については議員ご指摘のとおり、通常の避難開設に伴う受付業務以外に、健康状態の確認や、新たに調達する備品の使用要領の研修が必要であると認識しています。近隣の自治体でも受付要領や既に備蓄のある仕切り資材の設置について研修を実施したと聞いています。白浜町としましては、受付時に使用する避難者名簿の定型用紙に健康状態のチェック項目を追加し、実施するとともに、現在、非接触式体温計、微酸性電解水生成器のほか、少数ではありますが、仕切り資材等の購入を今回の補正予算に計上していますので、今後、備品の使用方法の研修も計画していきたいと考えております。

次に、民間施設等を使用した避難所増加対策については、県からの推奨もあるところですが、進んでいないというのが現状です。また、ほかの自治体でも計画されている避難所開設の協力業者への補助金の交付も検討が必要と認識しています。今後も白浜温泉旅館協同組合

等とも協議をしていきますが、現行では町有施設等で避難所を対応していきたいと考えているところです。

また議員からもご提示いただいたように、住民の方々には一般避難所以外への分散避難、例えば親戚や友人宅等を頼る避難や、自宅周辺での垂直避難等の検討もお願いしたいと考えているところです。

次に、避難所に避難される際の携行品やソーシャルディスタンスの確保、せきエチケット等については、各種報道でも盛んに分散避難や避難所の増加対策を含め、報道されているところですが、白浜町としましては、6月広報誌に掲載するとともに、町のホームページにも、「お願い」という形で広報、啓発をしているところです。併せて自身の健康状態等で心配な方や相談の目安に該当する方は、帰国者接触者相談センターや、役場危機管理室へ事前に相談していただきたいと考えています。現在、隔離スペースの確保が可能な施設としまして、白浜町中央公民館、農業研修会館、清掃センター、日置川拠点公民館の計4カ所を指定し、かつ、紀伊富田駅近くにある、みのり館を予備避難所として活用しようと考えています。健康状態や、時期的に可能であれば、この避難所への移動をお願いする場合を想定しています。

また避難所においても、新型コロナウイルスの感染患者を判断することは困難ですが、仮に高熱患者等が発生した場合、消防本部と連携して、救急指定病院への移送も必要だと考えているところです。

次に、次亜塩酸水等々、また物資の衛生物資の件でご質問いただきました。次亜塩素酸水の有効性、安全性については、独立行政法人製品評価技術基盤機構においても、5月29日の時点で、引き続き検証実験を実施することとしている中、北海道大学人獣共通感染症リサーチセンターの実証実験では、新型コロナウイルスの不活性化が確認されたという報告も上がっています。白浜町としましては、これから雨が多く、また台風が来る時期でありますので、避難所を開設するということが多くなってきます。そういった場合での感染症対策としては、次亜塩素酸ナトリウムと同等の殺菌力があり、より臭いが少ない、微酸性電解水が有効と考え、少しでも早く導入し、運用を開始したいところですが、議員のご指摘にありましたように、加湿器での噴霧という使用や、人体への影響等の安全性の確立がされていない状態ですが、O-157、ノロウイルス等といった食中毒の予防等には効果があると聞いていますので、議員ご指摘の使用用途を明確にし、環境面、衛生面から使用していきたいと考えています。

また、マスクや消毒液については、最近店舗でも陳列されているところも見受けられます。特に外国に生産を頼っていたマスクについては、国内でも製造に取り組みを始めた企業もあり、価格では、感染症拡大前ほど安価ではないでしょうが、供給が増えるのではないかと考えています。新型コロナウイルス感染症の長期化や、第2波第3波があるものと捉え、各家庭でも備蓄をお願いしたいと思っていますところです。

最後に、今後長期化が予想されている感染症予防に資する物資や、資材備蓄については、地方創生臨時交付金制度の要綱から、除菌、衛生物品や飛沫感染防止上の仕切り資材、床からの感染予防上の距離を取るための段ボールベッド資材の調達等、補助対象となる物品と予算を考慮しながら、前向きに検討していきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議 長

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

三舞中学校についてお答えいたします。

三舞中学校は、生徒数の減少から、平成28年度に安居小学校と校舎を共有し、現在は安居小学校の校舎の2階を中学校として使用している状況です。

ご質問の旧校舎につきましては、昭和52年度に建築された鉄筋コンクリート造り3階建てで、平成21年度に実施した耐震診断によると、十分な耐震性を有しておらず、その後、耐震改修工事を行っておりません。また、校舎共有の際、旧三舞中学校の校舎は維持管理費がかさむことから、2、3階への通電は止めており、電気を利用できるのが1階のみとなっています。このようなことから、避難所として使用することは好ましくないと考えております。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君（登壇）

○番 外（日置川事務所長）

松田議員より、新型コロナウイルス感染対策として、避難所開設時にリヴァージュ・スパひきがわを増設避難所として活用できないかのご質問をいただきました。

当該施設は、津波災害警戒区域に指定されており、また、平成23年7月の台風6号接近時、高潮により施設の一部が損壊したことがございます。建物としての機能は耐震性が確保されておりますので、状況によっては増設避難所として十分活用することができるものと考えております。しかしながら、宿泊施設でございますので、宿泊者が多い状況下で、避難先とさせていただいた場合、宿泊者や避難者の心理的な抵抗があるのではないかと心配するところでもございますので、議員ご質問のリヴァージュ・スパひきがわを増設避難所に指定することにつきましては、今後、施設を運営しておりますメルリゾートサービス株式会社と協議させていただき対策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

防災対策については、住民の皆様にとっても本当に関心の高い課題であり、コロナ禍での避難所の対策、本当に重要なことだと認識しております。いつ起こってもおかしくない大地震などの災害が発生した後では手遅れで、対策が遅れることはあってはならないことでもあります。今回の地方創生臨時交付金を活用し、防災対策を進めていただくことを提言し、この質問については終わりいたします。

○議 長

以上で、コロナ禍を踏まえた防災・減災対策についての質問は終わりました。

次に、コロナ禍を踏まえた福祉事業所の支援についての質問を許可します。

10番 松田君（登壇）

○10 番

新型コロナウイルスは未知のウイルスであり、本当に恐ろしい感染症であります。日本全

国、特に都市部を中心に大規模な感染拡大に至る可能性もあり、これからもコロナとの共同社会が長期間にわたって続くことが懸念されます。そんな中、福祉施設などの集団感染の事例も発生しており、そこで支援される従事者も、自身の感染リスクを背負って献身的な援助をされていたのが現状であります。また、クラスターが発生したことを受けて、官民が協力して施設を病院化した初めてのケースもあったそうです。

このように、感染リスクのある環境下でのサービスを提供する従事者の負担も踏まえた対策も必要であり、また、医療施設での対策と同じように、感染拡大防止として、現場で不足するマスクや手袋、消毒液などの衛生物資、防護機材の確保をしていくことも重要であります。

私も議員のかたわらで、町内にある障害者支援施設の支援員として勤務をしておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症を受けて、毎日必要とするマスク等が手に入らない状況を経験しました。私たちのような施設従事者は、感染防止として、そこで従事する職員自身が感染を持ち込まない努力をすることも求められております。しかし、感染防止としてのマスクなどの衛生物資の備蓄にも限りがあり、マスクも本来なら1日1回の使用ではありますが、何日か使用した後に交換したりとしながら、急場を乗り切ってきました。また、アルコール消毒液などもなかなか手に入らない状況でもあり、最小限の費用にとどめることもしました。私もそこで働く職員、住民の要望もあり、コロナ対策本部にマスクの支給ができないか声をかけさせていただきましたが、実現が難しい状況であったと思います。

そこで、次の2点について、町のご見解をお伺いいたします。

まず、今回のような施設での集団感染は、医療機関とは別に、各地の障害者施設や老人介護施設などでも発生しており、そこで働く従事者も、いつ感染が発生しないかとの不安と、もし発生したら自分たちが利用者さんを看病することになり、ある意味新型コロナウイルス感染リスクとして命をかけた覚悟も必要となってきます。そのような状況下であることを強く認識していただくことも、これからの町としての新型コロナウイルス感染対策を考える上でも、大切なことであると思います。

また、先ほど紹介した事例のような、障害者施設などの集団感染が発生するリスクは、今後も続くことが考えられます。もしこのような集団感染に至ったとき、事業所だけでは手につかない状況になり、行政のお力をお借りする必要も出てくると思います。

町として、今回の事例のような感染が実際に発生したとき、支援をどのように考えるか。また、町として、マスクなどの衛生物資などの備蓄はどのぐらいあったのか。そして、そのマスクなどを新型コロナ対策としてどのように使用されたのか。

次に、欧州、ヨーロッパでも最初に介護施設などのクラスターによる集団感染が各地で発生し、それがパンデミックに至る爆発的な感染に発展した1つの要因となり、医療崩壊につながったとの話があります。施設は限られた環境の中での集団生活という状況もあり、感染者が1人でも出たら一気に広がってしまうリスクの高い場所でもあります。そして、そのようになれば、一度に大勢の感染者が出て、医療現場での対応も困難になり、それが医療崩壊とつながる大変な状況をつくりかねないとの心配もあります。

ですから、行政の皆様にも、これらの点について、危機意識をより一層強く持っていただき、コロナ支援対策を考える上で、地域の福祉関係者の意見を吸い上げる体制づくりとしての組織化が必要であると思います。

以上2点について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま議員から、福祉事業所における新型コロナウイルスへの対応などに関するご質問いただきました。

紹介のありました障害者施設を含め、社会福祉施設に関しましては、施設を利用する障害者や高齢者だけではなく、施設で従事する職員や利用者への面会者など、広く接触、また感染する機会があると考えられています。国からもこうした施設における感染拡大防止と、発生時の対応についての留意点などが示されており、町内の各施設でも、今回の新型コロナウイルスへの対策として、マスクの着用を含むせきエチケットや手洗い、アルコール消毒等による感染予防対策に万全を期していただいていたものと思っております。

今回の新型コロナウイルスによる感染拡大は、今までに経験したことのない感染症の恐ろしさや感染予防の難しさ、さらには地域経済へ深刻な影響を与えることを強く認識させられたと感じております。万一、町内の施設でそうした感染が発生した場合には、国から示されている対応方法に基づき、保健所や医療機関などとも連携しながら、施設内での感染防止対策や感染経路の調査などを行うとともに、施設に対し必要な支援措置を講じることになるものと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君（登壇）

○番 外（総務課長）

松田議員より、マスクなどの衛生物資の備蓄と使用用途についてご質問をいただきました。

町としましては、新型コロナウイルス感染拡大前において、エタノール消毒液が20リットル、大人用不織布マスクが5万7,000枚、子ども用不織布マスクが6,000枚を備蓄していたところです。エタノール消毒液は1月の末に52リットルを購入し、町の庁舎、各事務所、出張所などの窓口や施設の出入口に来庁者の感染予防対策として設置しました。不織布マスクについては、50枚1箱の梱包状態や枚数により全町民に配布するということが難しい状態でしたので、町内の妊婦さんや呼吸器障害を持たれている方、教育施設を優先し、大人用1万枚、子ども用5,500枚を配付したところです。そのほか、保育園の給食調理員等への配布や、4月実施の町長選挙で各投票所に配置し、感染症対策に努めたところです。

よって在庫数については、大人用、子ども用合わせて6万3,000枚中3万3,500枚を使用しました。今後においても消毒液、マスクの確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

番外 民生課長 中本君（登壇）

○番 外（民生課長）

福祉関係者、関係事業者の組織化についてご質問いただきました。

町が事務局となって、介護保険サービス施設を有する事業者が相互に情報交換を行う場と

して、白浜町介護保険サービス提供事業者連絡会を設置しており、また、障害のある人々が安心して生活できるために、事業所が連携を図る場として、白浜町障害福祉サービス等事業所連絡会を設置しております。そのほかに、町内の介護支援専門員やヘルパーが集まる会議も定期的を開催しております。

今回の新型コロナウイルスに関しましては、各事業所それぞれが工夫をしながら、感染予防、感染防止対策を講じてきたものと思っております。そうした感染防止への取り組みや各事業所での課題など、福祉関係者の意見を吸い上げる場として、先ほどご紹介申し上げました連絡会の活用や、介護支援専門員等の会議の際に意見を伺うことも有効な1つの方法と思っております。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

以上のように、コロナ禍を踏まえた社会福祉施設などの対策を重きものと受け止め、支援の充実を図っていただくことを提言し、この質問については終わりとします。

○議 長

コロナ禍を踏まえた福祉事業所の支援についての質問は終わりました。

次に、アフターコロナの取り組みについての質問を許可します。

10番 松田君（登壇）

○10 番

新型コロナウイルス感染症収束後、いわゆるアフターコロナにおける町の取り組みについてお伺いします。

新型コロナウイルスの感染拡大で世界中の経済は大打撃を受けました。我が町の観光業をはじめとするあらゆる産業も相当なダメージを受け、大変厳しい状況となりました。緊急事態宣言が解除され、経済活動は徐々に再開し始めているものの、収束についてはいまだ見通しがつかず、行楽や旅行など他府県等への移動の自粛、また、他府県等からの来客受け入れの自粛がなされ、我が町の経済も予断を許さない危機的状況にあると言えます。

今年は5月3日の海水浴場開きを皮切りに、白浜の早い夏、長い夏がスタートし、様々な夏のイベントが開催される予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、延期や休止といった判断がなされましたことは、大変残念でなりません。しかし、これは主催者様が皆様の安全面を最大に考慮された結果であり、やむにやまれない苦渋の決断であったと察します。このような中、町としても様々な緊急経済対策を打ち出されておりますが、今後も国や県と連携して、緊急経済対策を講じていく必要があると考えます。

その一方で、収束後の回復のシナリオを構想し、具体的に準備を進める動きも必要であると考えます。アフターコロナにおける取り組みは、恐らくどこの自治体も模索中であり、コロナ収束後は観光地の誘客合戦が一気に開始されると予想されます。

そこで、次の質問に対して、町のご見解をお伺いいたします。このことはもちろん、関係機関、団体と協議、連携して取り組むべき事案であると思っておりますが、今こそ井澗町長のリーダーシップが発揮されるべきときであります。アフターコロナの観光振興策、地域振興策をどこよりも早く打ち出すことで、世界に誇れる観光リゾート白浜が実現されるものと考えますが、現時点で、町としてアフターコロナにおける回復のシナリオをどのように想定されているの

か。井澗町長の意気込みも含め、ご答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

松田議員から、新型このウイルス感染症の収束後における町の回復構想についてご質問いただきました。

新型コロナウイルス感染症を完全に防いでいく、収束させていくためには、あらゆる手を尽くして取り組まないといけないと思います。町内で感染者が出ないように、町民や観光客の皆様一人ひとりへの感染防止対策の徹底、経済団体の各施設における衛生管理の徹底など、協力要請を引き続きお願いしていかなければならないと考えております。

観光振興策、地域振興策につきましては、新型コロナウイルスの影響により、宿泊のキャンセルや大型観光施設の休園、休館がございました。こうした危機的状況を踏まえ、町としましても、スピード感を持って、次々と緊急経済対策を打ち出してきたところであります。今後、第4弾の取り組みも、本定例会中に提案させていただきます。

観光客の回復にはまだまだ時間がかかると思われませんが、白浜温泉街活性化構想推進計画の、世界に誇れる観光リゾート白浜・オンリーワンの観光地というテーマのもと、MICEやスポーツ合宿の誘致などの施策をはじめ、白浜へのさらなる観光意欲の向上を図る、観光振興の取り組みや、町内中小企業者等の経営の維持、安定、地場産業の振興など、地域経済の活性化を図る取り組みを、関係機関、団体とともに進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君（登壇）

○番 外（観光課長）

それでは私のほうから、アフターコロナ取り組みの詳細について答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、白浜町内の宿泊施設や大型観光施設が休園、休館となっており、観光産業、地域経済が危機的な打撃を受けております。そのような中、町では4月7日の臨時議会に、緊急経済対策第1弾としまして、プレミアム旅行クーポンの販売やプレミアム商品券の販売、そのほか中小企業等への金融支援対策、資金繰り支援対策等を提案させていただき、取り組みを進めてまいりました。

特にプレミアム旅行クーポンの販売につきましては、議会議決をいただいた早い段階から、委託先である南紀白浜観光局と準備を進めてまいりました。途中、緊急事態宣言等の影響により、販売の延期を余儀なくされましたが、ようやく7月15日から販売にこぎつけたところでございます。また、5月12日の臨時議会には、緊急経済対策第2弾としまして、事業継続支援金や、事業継続推進補助金を提案させていただき、持続化給付金などの国や県の事業と併せ、引き続き、事業者支援に努めているところでございます。

国の観光庁が新型コロナウイルス感染症の収束時に、旅行需要を喚起し、地域を再活性化させるG o T oトラベルキャンペーンの取り組みを7月以降から実施する予定となっております。これはキャンペーン期間中に旅行予約すると、旅行代金の割引や現地で使えるクーポンで旅行代金の半額相当が補助されるものでございます。また、県におきましては、観光の需要喚起を目的に、県民が半額で県内旅行ができる事業、県民リフレッシュプランの取り組み

が7月上旬から9月末にかけて行われると伺っております。これは利用者1人当たり、プラン料金の2分の1、上限は1万円でございますが、これを県が補助するものでございます。

引き続き、町の経済対策や、秋冬に向けた観光振興策等の取り組みを、国や県、関係団体等と連携しながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

井瀬町長、ご答弁ありがとうございました。ご答弁を伺っている中で、決意あふれるお言葉も期待しておりましたが、少し残念な思いがあります。とにかくスピード感を持ったアフターコロナキャンペーンを講じていただくことを提言し、この質問については終わりいたします。

○議 長

アフターコロナの取り組みについての質問は終わりました。

次に、子育て支援についての質問を許可します。

10番 松田君（登壇）

○10 番

平成27年度から子ども・子育て支援新体制がスタートし、保育をはじめとする様々な子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討、展開するようになりました。

当町におきましても、子ども・子育て支援法の施行を受け、白浜町子ども・子育て支援事業計画の作成をされていますが、昨今、子育て家庭の家庭形態や就労形態が多様化する中、保育だけではなく、様々な形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も、利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきております。

このようなニーズに応えるためにも、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、その選択に基づき、教育、保育、保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供、及び、必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実地し、支援の充実を図る必要もあります。

昨年、総務文教厚生常任委員会において、宮城県栗原市の子育て支援について視察を行いました。栗原市では、スマートフォンでの身近でタイムリーな子育てに関する様々な情報提供、市と子育て世代をつなぐコミュニケーションツールの構築を目的として、子育てアプリ「スマイル栗なび」を導入しております。利用対象者は、妊娠期にある方、ゼロ歳から18歳までの子どもを養育する方であり、主に提供する情報としては、妊娠中の方の体重や赤ちゃんの発育状況を簡単に記録、自動でグラフ化ができ、子どもの成長が一目で分かる電子母子手帳や、おむつ交換や離乳食の作り方など、動画で分かりやすく知ることができる子育て支援情報、最適な予防接種日を自動計算したり、登録した接種日をお知らせする予防接種の日数計算管理や子ども救急相談等、多岐にわたっております。

このように、子育て支援の取り組みとして子育てに特化したアプリを活用し、情報発信や相談、助言等を行い、多様なニーズに沿った支援の充実を図っておられる自治体もあります。

そこで、次の3点について、町のご見解をお伺いいたします。

1つ目として、核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに感じる不安感、負担感の軽減が課題とされております。さらに、現在では、新型コロナに伴う感染の警戒心や自粛により、行政などの実施する子育て支援の利用を控えようとの傾向もあると思います。いつもなら、年の近い同じ子育てをしている親との会話を通して、子育てに関するいろいろな悩みを共有したりする機会にもなり、コミュニケーションの取れる大切な場でもあると思いますが、白浜町には現在どのくらいの子育てサークルのような団体があり、また、新型コロナに伴う影響はどのようなのか。新型コロナウイルス感染を警戒し、子どもの予防接種を控える家庭が増えており、今月に入り、予防接種の本数が前年の半分近くに減った医療機関もあるそうですが、白浜町の現状はどのようなのか。

2つ目として、子育て支援については様々な手厚い施策も必要であると思います。核家族化により、子育てが大変な時代において、いつでも気楽に情報を得ることができ、相談できる体制として、当町におかれましても、平成31年4月より、中央保健センターに母子健康包括支援センターを設置されております。母子健康包括支援センターの役割として、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供していただいておりますが、設置されてから1年2カ月ほど経過しての利用状況はどうなっているのか。また、この事業に求められる様々な相談やニーズに対応をしていくためには、専門職としての保健師の充実も必要であると思いますが、保健師の配置などの体制は十分なのか。

3つ目として、母子健康包括支援センター事業を補完する支援として、栗原市等で運用しているようなアプリを活用する自治体が増えると、近隣の自治体と連携したサービスの提供を検討することも可能となり、より多くの子育て世帯のニーズに応えることができるものと考えられます。

以上のような事例を参考に、地域の特徴に合わせ、柔軟に情報提供ができるツールの1つとして、白浜町でもアプリサービスの運用を始めていただき、子育て支援事業に生かしていただければと思いますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま松田議員より、母子健康包括支援センターにおける、子育て支援事業とその効果、また、子育ての不安軽減や孤立化防止等に向けた今後の支援策についてご質問をいただきました。

少子化、核家族化、女性の社会進出など、母子を取り巻く環境が大きく変化する中、白浜町におきましても、母子保健法に基づく健診や、育児に関する訪問相談等を通し、次代を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長を支援しております。また、平成31年4月には、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、助産師や保健師などの専門職による相談体制を整備し、母子健康包括支援センターを開設いたしました。妊娠、出産、育児に関する様々な相談にワンストップで応じ、保護者の育児不安解消等に努め、安心して、よりよい子育てができるよう、今後もきめ細やかな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君（登壇）

○番 外（住民保健課長）

町内の子育てサークルの現状と新型コロナウイルス感染症による子育て支援関連事業への影響について答弁をさせていただきます。

お母さん方による地域のコミュニティがあると認識はしておりますが、町が主体となった子育てサークル等の団体はございません。住民保健課健康増進係では、母親の交流や仲間づくりのきっかけの場として、親子サロンや子育てサロン等を実施しております。また、4カ月児健診の際に、町立保育園における未就園児の地域訪問や、園開放、子育て広場についてチラシを配布し、周知、啓発をしております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、乳幼児健診を含め、各種事業につきましても、延期や中止などを余儀なくされておりますが、妊婦が健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えられるように、また、子どもたちの健やかな成長のため、安心して育児ができるように、電話や訪問、相談などによる個別対応を行っております。

また、予防接種は個別接種方式により実施しておりますので、田辺西牟婁圏域では、医療機関での制限等もなく、例年同様の接種状況であり、新型コロナウイルス感染症による影響はないものと考えております。

次に、母子健康包括支援センターの利用状況等についてでございます。

先ほど町長の答弁にもありましたが、母子健康包括支援センターでは、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整をすることにより、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目のない支援を行っております。

妊娠期の支援といたしましては、母子健康手帳の交付時に、専門職が個別面接を行い、安心して健康的な妊娠期を過ごしていただくため、必要な方には後日、助産師による訪問や電話相談等を実施してございます。また、妊婦とその家族を対象とした助産師による骨盤ケア、育児に関する講義等につきましては、令和元年度では34名が参加していただくなど、家族を含めた妊娠期の支援強化につながっていると考えてございます。

産後は、生後4カ月までの乳児のいる家庭を、助産師、保健師、母子保健推進員のいずれかが訪問し、育児に関する不安や悩みの相談、子育てに関する情報提供をはじめ、乳児の発育や栄養、生活環境の確認や疾病予防の指導などを行い、安心して子育てができる体制に努めております。

1度きりの訪問や、他の親子も集まる健診等では、ゆっくりと保護者の本音を引き出すのは難しいので、母子健康包括支援センターでは、妊娠届出時から継続性を持ち、楽しみながら子育てができるよう、寄り添った支援を心がけております。

また、週に3回、助産師による子育て相談窓口として、不安を抱えたままにならないよう、丁寧に対応するために、時間予約制でゆっくりと相談できる体制を整えております。昨年4月以降の利用状況につきましては、5月31日現在、延べ578件で、その内訳を対象区分別に見ると、妊婦が115件、産婦、乳児はそれぞれ203件、新生児が54件、未熟児が1件、その他、医療機関からの連絡により支援につながったケースが2件となっております。578件中68件につきましては、ハイリスクや支援の継続が必要な妊産婦として継続

的な関わりを行っております。また、支援方法としまして家庭訪問が278件、次いで電話相談が215件、来所面談が76件の順となっております。そのほか、母子健康包括支援センターの周知啓発、相談窓口として、より気軽に利用できると認識していただけるよう、開設後、新たに子育てサロンを実施し、11回で延べ117人の方が来所されました。

核家族化や少子化の進行、地域のつながりの希薄化など社会環境が変化中、地域において保護者が孤立しやすい傾向にあることから、今後、さらに相談しやすい環境を充実させるとともに、母子健康包括支援センターの認知度が上がるよう周知を継続し、より多くの方が利用いただけるよう、顔が見える、最初の関わりである妊娠届出時の面談から信頼関係を大切に対応してまいりたいと考えております。

なお、専門職の確保につきましては、相談件数や支援の必要性和ニーズの増加に伴い、相談枠の不足や支援記録に係る業務の増加なども考えられますが、妊婦台帳の管理が煩雑にならないよう、また、必要な支援に遅延がないよう、現状の体制の中で取り組んでいるところでございます。

次に、子育てに特化したアプリにつきましては、「白浜リンク」というアプリで、子どもの生年月日を登録しますと、定期予防接種の標準的なスケジュールが分かるようになっておりますが、お母さん自身が、予防接種や離乳食のアプリを使用している方もおられ、ご自身が育児で実践していることの確認や、予防接種や離乳食の進み具合が適切かなどを相談に来られる方も少なくはございません。直接お会いしてお話ししますと、お母さん方も新たな発見があったり子育てに自信が持てたりして、帰るときの表情が明るくなることも多く見られます。そういった顔の見える関係性を基本としまして、個々の悩みや疑問にも対応できておる状況でございます。

当町におきましては、人口規模的にも情報提供の手段としてアプリを導入しなければ対応できないといった状況ではございませんが、今後の課題といたしまして、今回のご質問を参考にさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

これからは、コロナと共存していく時代であり、そういった観点からも、子どもを安心して育てることのできる環境づくりとして、不安感の軽減、孤立化の予防、効果的な情報伝達方法などの支援の充実を図っていかれることを提言し、私の一般質問を終わりといたします。

○議 長

子育て支援についての質問は終わりました。

以上をもって、松田君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 50 分 再開 11 時 00 分）

○議 長

再開します。

通告順2番、8番 丸本君の一般質問を許可します。

丸本君の質問は一问一答方式です。通告質問時間は30分でございます。

質問事項は、税の滞納と差押えであります。

税の滞納と差押えの質問を許可します。

8番 丸本君（登壇）

○8 番

皆さんおはようございます。8番丸本安高です。西尾議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。なお、ご答弁は簡潔明瞭にお願い申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。今回は、税の滞納と差押えについて通告しております。税の滞納と差押えについては、過去4回、議会で質問してきましたが、いまだ納得のいく答弁をもらえず、今回、5回目の質問になりますが、よろしく願います。

早速質問に入りたいと思います。一昨年6月に支給された年金が、白浜町に差し押えられ、次の8月の年金までの2カ月間、どう生活をしていったらいいのかという町民の話があり、税の滞納と差押えについて質問を繰り返し重ねてきました。町民の中には、年金や給料が振り込まれたと思ったらそれを全て差し押さえられ、たちまち生活に苦しんでいるケースがあるのではないかと推察をします。年金や給料を差し押さえる場合には、国税徴収法施行令第34条には、「滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の基礎となった期間ひと月ごとに10万円、その他の親族があるときは1人につき4万5,000円を加算した金額とする」とあります。

白浜町においても、地方税法及び国税徴収法に基づき、徴収業務また滞納処分を行っている認識しております。

これまでの答弁では、預貯金の口座を差し押さえる場合には、預金債権であるため、差押禁止額の計算を行わず、つまり10万円の控除をせずに、滞納額に満ちるまでの金額を差し押さえ、取立てを行っているとのことでした。税の滞納と差押えに関するこれまでの裁判例は、年金や給料、児童手当などは差押禁止債権になっている中、それらが預金口座に振り込まれれば、一般財産である預金債権となり、差押禁止債権としての属性は承継されないという平成10年の最高裁での判決でありましたが、その後、平成25年の鳥取児童手当差押え事件をはじめ、幾つかの事件が司法の場で争われ、行政側の敗訴判決が続いており、昨年9月にも大阪高裁において行政側が敗訴したことは、記憶に新しいことだと思います。国税庁では、この判決を受け、今年、令和2年1月31日付で、各国税徴収部長、また沖縄国税事務所次長宛てに「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて」という指示文書を国税庁徴収部長から発出しております。長くなりますが、その発出した通告の文書を読み上げて紹介します。

趣旨として、「給与が振り込まれた預金口座に対して実施した預金債権の差押処分につき、その差押えが実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視できる場合、給与により形成された部分のうち国税徴収法第76条（給与の差押禁止）に基づいて計算した差押可能金額を超える部分については、同条第1項及び第2項の趣旨に反し違法とする旨の判決（大阪高裁令和元年9月26日）があったため、その判決を踏まえ、取扱いを指示するものである」とあります。

そして、預貯金債権の差押えに当たっては、1つ、預貯金債権の入出金状況を把握すること。緊急の場合には事後に調査を行い、差押えが適切と認められない場合には、差押解除を

するなど、適切に対応する。

2つ目として、預金口座への入金差押禁止債権である年金や給料等の振込みのみである場合は、その預貯金債権を差し押さえることが実質的に差押禁止債権等を差し押さえたものと同視され得ることから、給料等に係る差押禁止額を控除して算出した差押可能部分以外の部分については、差押えを行わない。

3つ目として、滞納者の権利保護の観点から、差し押さえた預貯金債権の取立ては、原則として差押えをした日から10日間程度の間隔を置いた上で行う。

国税庁徴収部長の庁内への指示文書にはこのように詳細に指示されております。

この文書は以前より私が議会の場で指摘をしていました預貯金口座の差押えと取立てについて、具体的に示されています。国税庁は、預貯金債権であっても、その預貯金債権への入金が差押禁止債権である給与のみであるような場合には、給与を差し押さえたものと同視されることから、差押可能額は給与の差押禁止額を控除して算出するという扱いをしています。そこで質問でございます。

この国税庁の指示文書は国税庁内への指示であり、地方税の徴収に対する指示ではないと認識をしているところでございます。しかし、国保税などの地方税も地方税法及び国税徴収法にのっとり徴収を行っているわけでありまして。国税庁がこのように、預貯金債権であっても実質的に給与や年金を差押えたと同視される場合には、差押禁止額を控除するのであれば、今後、白浜町も同様の取扱いをすべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○議 長

丸本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員から、税の滞納と差押えについてご質問をいただきました。

徴税職員は、大多数の納期限内納付をしていただいている納税者の方々のことをいつも念頭に置いて、徴収業務に努めているところでございます。

当町といたしましても、税收確保のため、確実に滞納整理を進めることが重要であると考えており、法令の遵守は言うまでもなく、滞納されている方の財産調査等、あらゆる調査を行った上で、慎重に行っているところでございます。ただ、様々な事情により、担税力が減退している方、あるいは担税力を喪失している方もおられるのも事実であると認識しております。預貯金の差押えの詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

丸本議員がおっしゃっている国税庁の指示文書は、国税庁内のみに向けた、預貯金債権を差し押さえる場合の取扱いの通達でありまして、給与が振り込まれた預金口座に対して実施した預貯金債権の差押処分について、その差押えが実質的に差押えを禁止された給与等の債権を差し押さえたものと同視できる場合、給与により形成された部分のうち、給与の差押禁止に基づいて計算した差押可能金額を超える部分については、法の趣旨に反し違法となる旨の判決があったため、その判決を踏まえて今後の取扱いについて一定の方向を指示されたものと認識しております。

白浜町は観光地であるため、リゾートマンション等を所有されている固定資産税の納税者数が多いこと、また、転入、転出する方が多く、滞納されている方は住民だけではなく、町外及び県外にも多数おられ、財産調査を行うのも、北海道から沖縄まで全国に及んでおりますが、徴税職員は手を尽くして調査を詳細に実施しております。また、預貯金の差押えを行う場合は、滞納されている方の預貯金はもちろんのこと、預貯金以外のあらゆる財産調査も入念に実施し、個別の事情、生活状況を総合的に判断して、慎重に行い、滞納されている方の生活が直ちに窮迫しないように執行しているところでございます。

したがって、議員から、今後、白浜町も国税庁の指示文書と同様の取扱いをすべきではないかとのご質問をいただきましたが、当町の徴税職員は、このように、国税庁内に指示が出される以前より、当然にこのような内容も含めて判断しており、調査を進める中で、実際に生活が困窮していると認められるような場合には、滞納処分の執行停止の判断や、福祉部局との連携をしているところであります。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

税務課長にお聞きしたいと思いますけども、田辺の税務署に、国税本庁から、大阪の国税局を通して、そして田辺の税務署にも通達の指示文書が来てあると思うんですけども、これが来たのか来てないのか確認してくれということでしたが、どうでしたか。田辺へ来ていますか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

今議員がおっしゃられました、国税庁の庁内の通達につきましては、大阪国税局を通じて田辺税務署にも通達は行っております。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

財産調査をしっかりと進めて、そして執行停止の判断とか福祉部局と言うておりますけれども、この執行停止というのは昨年度は幾つあったんですか。

執行停止と言っているでしょう。執行停止の判断や福祉部局へ案内すると。この執行停止は昨年度は幾つやったんですか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

昨年度の執行停止の数は把握していないんですけども、執行停止の状態が3年続いた場合、不納欠損できるということで、そういった件数は、3年前の件数は調べております。全部で226件でございます。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

私は国税庁へ、6月8日にこの指示文書についての問合せをしたわけでございます。国税庁は、各国税局徴収部長または沖縄国税事務所次長へ指示をしたものである。指示であり、縛りがあるとの話でございました。一方、地方自治体にはこの通達による縛りはないとの回答をいただいております。差押禁止債権である給料や年金のみが入金されている口座を税務署が差し押さえる場合には、その給料や年金を差し押さえる場合と同様の差押禁止額を控除して差押えをしなければならない。一方、地方税には縛りがないのであれば、国税と地方税とで税の徴収において二重規範になってくるのではないのでしょうか。

令和2年1月31日、国税庁徴収部長が国税庁内へ発出した指示文書には、私が以前より指摘していた差押禁止額についての記述があります。

次のように載せられております。「給与が振り込まれた預金口座に対して実施した預金債権の差押処分につき、その差押えが実質的に差押禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視できる場合、給与により形成された部分のうち国税徴収法第76条に基づいて計算した差押可能金額を超える部分については、同条第1項及び第2項の趣旨に反し、違法となる旨の判決（大阪高裁令和元年9月26日）があったため、その判決を踏まえた取扱いを指示するものである」、このように出ております。

もし白浜町が今後、給与や年金を振り込まれた預金口座を差し押さえる場合、国税と同様の差押禁止額を控除する取扱いを行わないというのであれば、国税と地方税の滞納処分の在り方が違うことになり、二重規範になるのではないのでしょうか。国税と地方税の滞納処分の在り方は統一すべきではと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

国税庁の指示文書は、昨年の大阪高等裁判所の判決を受けて、国税庁内に向けた預貯金差押えに係る取扱いについての通達であります。

繰り返しになりますが、白浜町では、国税庁が各国税局宛てにこのような指示文書を出される以前から、当然に、このような内容も含めて判断しているところであり、これまでも何度も答弁してまいりましたように、預貯金の差押えを行う場合には、滞納されている方のあらゆる財産調査を入念に実施し、個別の事情、生活状況を総合的に判断して、慎重に行い、滞納されている方の生活が直ちに窮迫しないように執行しているところでございます。また、調査を進める中で、生活が相当に困窮していると認められるような場合には、滞納処分の執行停止の判断をし、その方の生活状況の改善に向けて、福祉部局とも連携をしながら取り組んでいるところであります。

このように、徴税職員は地方税法及び国税徴収法を遵守し、適切な滞納整理に取り組んでいます。国税と地方税の滞納処分の在り方が二重規範である、また、国税と地方税の滞納処分の在り方が統一できていないというわけではございません。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

ご答弁いただきました。ご答弁の中に、預貯金も含めあらゆる財産調査を入念に実施しておりと、こういうことがあったと思うんですけども、では、調査を入念に実施ということで

あれば、私が以前から問題にしているのは、年金や給与などの差押え、全額の差押えが認められていない中、振り込まれたら差押えができると、こういう解釈の下に差押えをして取立てをしておると。入念にしているんですしたらお聞きします。年金や給与が振り込まれている預貯金、これを押さえた件数はどれだけですか。昨年度だけでよろしいですけど。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番外 (税務課長)

預貯金債権の差押え件数につきましては、令和元年度782件でございます。ただこの預貯金債権の差押え件数につきましては、預貯金債権として差押えしておりますので、年金が何件振り込まれているとか、給与が何件振り込まれるとか、前にも答弁させていただいたんですけど、集計はいたしておりません。

○議 長

8番 丸本君 (登壇)

○8番

国税との間で統一できてあるという、こういうお話やったように思うんですけども、そしてたら、国税が給与や年金とかが振り込まれる口座を押さえる場合に、いろいろ調査して、控除して差押えをした場合、10万円控除して、20万円の給与やったら10万円残りますよね。その10万円は差押えをしない。統一するんですしたら差押えをできませんと思いますけども、残った10万円の差押えをするんですか、しないんですか。国税滞納、地方税滞納した場合ですよ。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番外 (税務課長)

この国税の取扱いの文書につきましては、議員もご存じのとおり、昨年9月に、預貯金の差押えが違法であるという判決に基づいて取扱いが通知されたものでありまして、白浜町は、それ以前にそういった裁判とかが起こるような、滞納されている方が困窮にならないように差押えを慎重にしておりますので、それ以前に、白浜町は取り組んでおるところでございます。

○議 長

8番 丸本君 (登壇)

○8番

課長、10万円以上の給与や年金をもらっている人ですよ。その方は、国税の場合、通達から見たら、滞納処分の場合、10万円を控除して差押えをする場合があるんですね。そしてたら、例えばの話をしたんですけど、20万円の給料、月給を取っている方でしたら、10万円控除したら10万円残るでしょう。国税と統一しとるのだったら残った10万円に差押えをできませんよね、できんでしょう。国税が差し押さえて、10万円を控除した、その控除した10万円を押さえる場合があるんですかと聞いている。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番外 (税務課長)

議員もご存じのとおり、給与とか年金が預貯金口座に振り込まれましたら、禁止債権等が消滅というんですか、承継はしないということになりますので、差押えは全額できるということになっております。ただし、白浜町は全額というよりも、もう全額差し押さえたことによれば生活が困窮するような場合は、そういった差押えは行わないと。ほかに財産とかがもしあって支障がないという場合は、預貯金債権として差押えをいたしております。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

質問に答えられていないと思うんですけども、差押禁止債権としての属性を承継しないというのは、それは裁判でしょう。平成10年なんですよ。最高裁の判決の文書に出てきますね。その後、平成25年の広島高裁松江支部の判決では、属性は失われてないと、こういう判決文になっています。広島高裁松江支部の判決文は全く逆です。それをご存じであるのかなと思って。

もう時間も近づいてきましたので、次に行きます。

滞納処分による差押えをする場合、換価しやすい預貯金口座の差押えが多いと思いますが、年金の給付元や給与の支払元で差し押さえる場合は、国税徴収法に基づき10万円の差押禁止額を控除していると思いますが、それら年金や給料が預貯金口座に振り込まれている口座を差し押さえた場合、10万円の控除をして差し押さえた例はありますか。預貯金口座に年金、給料が振り込まれた場合に、10万円を控除して押さえた例はありますか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

先ほども答弁させていただいたんですけど、預貯金債権は原則として差押禁止債権等としての属性を承継するものではないことから、その全額を差し押さえることができるため、預貯金債権に係る差押えを執行する際に、給与等の差押えをする場合のような差押禁止額を差し引いて執行した例はございません。ただし、先ほどからお答えしておりますとおり、差押えを執行するかどうかの判断を行う際は、預貯金を含め、あらゆる財産調査を入念に実施し、個別の事情、生活状況を総合的に判断しているところでございます。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

給与や年金を預貯金口座で押さえる場合、10万円を控除したら、役場の税務課へ入るお金がないようになると、こういう事例があるから預貯金で押さえる、そういうことじゃないんですか。そうじゃないんですか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

今議員がおっしゃっているように、給与等の差押禁止額が控除されるからということではなくて、預貯金債権としていろんな入出金の分もございまして。そういった総合的な状況を鑑みて差押えを執行しております。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

答えになっていないように思いますけども、時間が近づいてきました。

給与とか年金は国税徴収法により差押禁止額が定められています。しかし年金や給与などは預金口座へ振り込まれると差押禁止の属性が承継され、白浜町では10万円を控除せず滞納額に満つるまで差押えをしているところでもあります。

国税庁は令和元年9月26日の大阪高裁判決を受け、各国税局徴収部長と沖縄国税事務所次長に差押禁止財産が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについての指示が出ています。白浜町が今までと同様に10万円の控除をせず、年金や給料が入る預金口座差押えを続ける徴税行政が果たして許されるのでしょうか。

国と地方が行政運営していく上で、最重要とも言える徴税行政、国税徴収法の解釈運用に違いがあってはならないのではと思いますが、町長の答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

丸本議員から、国と地方が行政運営をしていく上で最重要と言える徴税行政、国税徴収法の解釈、運用に違いがあってはならないのではとおっしゃっていただいておりますけれども、このことにつきましては、先ほどから税務課長が繰り返し答弁をしているところでございますけれども、まず差押え等の滞納整理につきましては、徴税職員が、租税法律主義の下、地方税法、国税徴収法の遵守を徹底し、そして適切に努めておりますので、国税徴収法の解釈、またその運用につきましては、国と地方自治体の違いはないと認識してございます。

引き続き徴税職員が一丸となって使命感を持ち、行政運営の根幹となる徴税行政の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

町長、国と地方に違いはないと。しかし、先ほど私が聞く中で明確な答弁がなかった。国は、昨年の9月26日の高裁判決を受けて、庁内に通達の文書、指示の文書を出した。国は10万円の控除を年金や給与の差押えには10万円の控除を、ケースによっては行ってくると。その控除された年金を地方自治体が押さえるかもわからん。押さえることも起きる。これはやっぱりちゃんと滞納回収マニュアルというか、これを用意しとかなんだら、これは奇妙なことになると思いますよ。私は何も差押えが駄目やと言うたんじゃないんです。法律にのっとって、全額の押さえというのはきかんのやから、控除しなさいとうたわれてある。これが預金口座へ入ったら一般財産になり、そして預金債権になり、控除しなくてもいい、その論法や。これはもう20年前の東京の最高裁の判決のそれを引用してある。

議長、これで終わります。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11 時 34 分 再開 12 時 58 分)

○議長 長

再開します。

5 番 正木議員から欠席の届出があります。

(2) 追加日程第2 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員を次のとおり指名した。
(本定例会の会議録署名議員である5番 正木議員が午後欠席のため、追加指名)

7 番 小 森 一 典

○議長 長

南議会運営委員長から報告を願います。

6 番 議会運営委員長 南君 (登壇)

○6 番

休憩中に、議会運営委員会での協議の結果をご報告し、ご了承をお願いします。

本日は、7番 小森議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承いただきたいと思えます。

本日、散会後に議会運営委員会を開催しますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長 長

委員長報告が終わりました。ご了承のほどお願いします。

引き続き、一般質問を行います。

通告順3番、14番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。質問事項は、1つとして、町の諸課題について、2つとして、教育と子育て支援についてであります。

まず、町の諸課題についての質問を許可します。

14番 水上君 (登壇)

○14 番

それでは、早速質問させていただきます。町の諸課題について。

白浜町では、新型コロナウイルス感染症対策についての取り組みは、住民保健課内に対策本部を設置し、1月の段階からマスクの配備や町内への情報提供、感染拡大防止啓発の実施などを行っています。また、白浜町議会でも、3月には国に感染拡大防止について全会一致で意見書を提出し、その後、新型コロナウイルス対策会議を設置して、情報の収集や白浜町に対しての5項目の提言要請をしてまいりました。

まず1番に、感染症対策についての相談窓口の設置など、2、情報提供に医療福祉への対応、3、経済対策の強化、4、学習支援の強化、5、町と議会との連携強化を求める要請書を提出しました。町からは要請に沿った形で回答をいただいているところです。引き続き、議会対策会議での議論を交わしたく思いますが、差し当たり、現状の課題について、今日は

質問させていただきます。

まず最初に、これから夏に向かって、熱中症とコロナ感染症の症状が似ているようで、どう注意喚起をしていくのか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町 長）

水上議員から、町の諸課題についてということでご質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、2月19日に、私を本部長とし、副町長、教育長、各課長で構成する白浜町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、町民の皆さんへの情報提供や、感染拡大防止に係る啓発等を実施しているところです。また、町議会におきましても、白浜町議会新型コロナウイルス感染症対策会議を設置していただき、町に対するご提言をいただいているところでございます。いただきましたご提言につきましては、各所管課において対応させていただいているところです。ご質問の詳細につきましては、担当課長より答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番外（住民保健課長）

水上議員から、熱中症と新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起についてご質問をいただきました。

熱中症は、気温が高いなどの環境下で体温調整の機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こり、めまいや顔のほてり、筋肉痛や筋肉のけいれん、体のだるさや吐き気、汗のかき方がおかしい、体温が高いなどの症状があり、議員がおっしゃるとおり、体のだるさや体温が高いなど新型コロナウイルス感染症に似ている症状もございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、政府の5月25日の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の中で、5月4日の専門家会議で示された、感染拡大を予防する新しい生活様式を社会経済全体に定着させていくことが述べられており、新しい生活様式の実践例としまして、一人ひとりの基本的感染対策として、感染防止の3つの基本である、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、また、日常生活を営む上での基本的な生活様式として、密集、密接、密閉といった3密の回避などの実践例が示されております。

このような中で、気をつけるべき熱中症予防行動のポイントについて、環境省と厚生労働省から示されており、このことにつきましては、町のホームページの新型コロナウイルス感染症に関する情報のページの中に、新しい生活様式における熱中症予防行動の情報を掲載しております。また、広報しらはま7月号でも、熱中症の予防につきましてはの記事を掲載する予定でございます。

以上でございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14番

厚生労働省では、コロナウイルス感染症感染抑止と新しい生活様式における熱中症予防の

行動計画を公表しています。マスクは飛沫拡散予防に有効ですが、マスク内の口元の温度はない場合より3度高くなる。着用していない場合と比べると、心拍数や、呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあるようで、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離、少なくとも2メートル以上確保できる場合にはマスクを外すようにする。またマスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、喉が渇いていなくても、こまめに水分補給を心がける。また周囲の人との距離を十分取れる場所で、マスクを一時的に外して休憩することも必要で、冷房のときでも窓を開けたり換気扇を使ったりして換気を行う必要などがあるなど、暑くなってきましたので早急に熱中症予防行動計画を住民に意識づけし、周知できるように、さらに努めていただきますように、提言いたします。

次に、今後、感染者が出た場合の隔離や病床の確保など、白浜町は、医療機関との協議はできているのかお尋ねします。

周辺市町との対策会議で協議されているのであれば、その内容はどのような協議であるのかもお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

感染者が出た場合の隔離や病床の確保などにつきましては、基本的に都道府県知事において実施されますので、町として独自に医療機関とそのような協議は行ってはございません。

新型コロナウイルス感染症につきましては、田辺保健所を中心に、田辺西牟婁の周辺市町と医療機関等で構成されます田辺地域新型コロナウイルス感染症対策会議において協議を行っているところであります。協議の内容につきましては、田辺地域新型コロナウイルス感染症対策会議で、新型コロナウイルス感染症に関する相談体制、それからまた医療体制について協議を行ってきたところであります。

県内では、5月13日以降、感染者が確認されておりませんが、今後新型コロナウイルス感染症に関しまして対策会議が開催される予定もありますので、引き続き、新型コロナウイルス感染症の情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

次に、町の対策などホームページでのリアルタイムな活用で、住民への周知徹底について伺います。

住民の方からコロナ対策の取り組みについて情報が遅く、ホームページを見てもリアルタイムな情報が得られないと不安になると、もっと早い対応と白浜町としての対応や考え方も提示するべきだと指摘されています。また、防災無線でのコロナ感染に関する放送は、日に朝昼夕と3回ぐらい注意喚起してもらおうほうがよいのではないかというご意見もございます。また、加えて、第2波対策などはどうなっておりますでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ホームページを活用した情報提供につきましては、できる限りリアルタイムでの情報提供に心がけているところでございます。今後も引き続き、町民の皆様へ新型コロナウイルス感染症の情報提供につきましては、内容等も含め早い対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災無線による注意喚起につきましては、現在、毎週金曜日、午後5時過ぎに新型コロナウイルス感染予防についての注意喚起の放送を1回行っているところでございます。朝昼夕の3回とのご提言でございますが、放送内容、放送回数につきましては、今後の状況に応じて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、第2波の対策につきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めまして、町民の皆様への情報提供、また、必要な物資の備蓄に努めてまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

ホームページですが、やはりトップページから情報が得られるように、今は一番町民の方の心配事ですから、コロナ対策関連、対策会議を一生懸命やっていますので、そういう対応をいち早くしていただけたらと思います。ご指摘いただいていますので、一度課内で協議していただいて、またそういうホームページに反映できるように。今やっていますという答弁いただいたんですが、住民の方からは、もっともっとというか、トップページから見えるようにしてほしいというご意見がございます。

それでは次に、これまで厚労省は、軽症者の宿泊施設での療養を基本とする方針を示していますが、実際は用意した宿泊施設への利用が低く、自宅に戻り自宅療養を望む方が多く、家庭内感染や、また外出などの感染管理対策が徹底されない事例なども報告されていました。このような事例から、第2波対策には、軽症者や無症状の感染者への対策などもどうするか。

また、児童・生徒は毎朝検温し、健康チェックをして登校しています。緊急事態宣言が6月1日に解除され、県外利用者も引き続き自粛要請中ですが、もう解除されてまいりますし、夏場を迎え、どこまでの要請効果が期待できるかの心配もあります。公共施設や観光施設での体温センサーの機器設置などの実施に向けて、予算措置や設置助成を提言します。提言だけです。

そして次に、知事が県の医療関係でどういうことをやっているか、準備しつつあるかということコメントしていますが、第1はPCR検査の充実に予算をつけ、リアルタイムPCR検査機器を地域の中核病院に導入すること。いち早い検査対応で、早期発見早期治療ができます。この紀南での設置を白浜町としても要望しているのか、医療機関、保健所とも協議できているのかお尋ねします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

和歌山県知事が5月1日の記者会見で、PCR検査の充実ということで、施設につきましては非公表となっておりますが、地域の中核病院において、リアルタイムPCR検査機器を導入し、迅速に検査結果を把握することで、地域医療提供体制の維持及び医療従事者の感染

防止に取り組むことを発言されておられます。検査対象につきましては、入院を要するような救急患者、術前患者、出産前妊婦、感染の可能性がある医療従事者など、県が指定した人が対象となっております。導入時期につきましては、5月中旬から順次導入され、また、検査につきましても、順次、検査をする予定となっております。

また、このほかにも、和歌山県では、県環境衛生センターにPCR検査機器の追加導入を行い、1日当たりの処理件数を40件から60件に増強をしております。

町としまして独自の要望はしておりませんが、県、保健所を中心としまして、周辺市町、医療関係機関との連携を取り、情報共有を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

次に、救急患者の搬送など、かねがね心配しておりましたが、救急隊員のコロナ感染予防については、どのような対策が取られているのかお尋ねします。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

ただいま議員から救急隊員の新型コロナウイルス感染症対策についてご質問をいただきました。

基本的に新型コロナウイルス感染者の対応につきましては保健所となっております。新型コロナウイルス感染症の相談は帰国者接触者相談センターで行い、新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、保健所が帰国者接触者外来を手配し、移送することとなっております。しかし、保健所の移送が困難である場合などは、救急車で搬送協力することの取り決めをしております。その場合は、白浜消防署に配置している救急車で、感染対策をした救急隊が出動するようにしております。

消防職員につきましては、非番日、公休日の行動を記録するようにしており、出勤前には毎朝検温を実施しております。また、通常の救急出動においても、スタンダードプリコーションといいまして、救急隊員が行っている標準の予防策を基本とした活動を実施しており、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の場合は、ガウンやマスクを通常より感染防止できるものに変更し、手袋を二重に、フェイスシールド、ヘアキャップを着用して対応することと取り決めております。

先般、救急搬送後に新型コロナウイルス感染疑いとされた患者が発生をした際、搬送した職員を、搬送した患者のPCR検査の結果が出るまで自宅待機としましたが、搬送した患者のPCR検査結果は陰性でございました。消防本部では、消防本部新型コロナウイルス対策のための業務継続計画を作成し、職員に新型コロナウイルス感染が発生した場合においても、災害対応業務を効率的に実施することができるよう対策を取っております。

以上でございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

全国数カ所で救急隊員の感染が確認されていましたが、署内で感染が広がると、救急体制に支障が出るおそれがあると危惧されています。白浜消防本部では、コロナ対策で、業務継続計画や災害対応業務についても対策されているとのことですが、周辺市町との相互連携や協議についても盛り込まれているのでしょうか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

白浜町消防本部新型コロナウイルス対策のための業務継続計画では、通常の体制から10人程度が発症した場合、また、20人程度が発症した場合と、段階を追って職員77名のうち40名程度が発症した場合までの勤務シフトや人員、出動計画なども対策を立てておりますが、これ以上の事態が発生し、単独の自治体消防で対応できないような場合は、紀南の応援協定や県下の応援協定で対応することとなると考えます。

また、周辺市町においても、同じような事態に陥った場合などは、さらに広域的な応援協定などで対応することとなると考えてございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

国は、新型コロナウイルス感染症対策資機材の確保に支障が生ずることのないように、医療機関などと同様に、消防機関にも安定供給に努めると報道されていましたが、不足のないように、白浜町でも救急対応していただいている救急隊員や医療従事者の方々の安全と健康管理に努めていただきたいと思います。

以上で諸課題については終わります。

○議 長

以上で、町の諸課題についての質問は終わりました。

次に、教育と子育て支援についての質問を許可します。

○14 番

学校の休業、再開について、教育委員会からの報告を5月27日にいただきましたが、これまでの長い休業、分散登校やマスク着用など、児童・生徒の様子はいかがだったでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

水上議員から、学校の臨時休業、再開等についてご質問をいただきました。

3月2日より臨時休業となり、6月1日の学校再開まで3カ月間、誰も経験したことのない長期にわたる休業期間でしたので、児童・生徒や保護者の方々は大変戸惑われたと思います。

休業期間中は、家庭訪問や電話連絡等を通して、課題の進捗の確認を行うとともに、児童・生徒の健康状態の把握を行ってまいりました。課題に関しましては、初めの頃は復習が中心でしたが、新年度に入り、教科書を使い、課題を設定し、学習を少しずつ進めてまいりました。5月に入り、町立小中学校において、児童・生徒の学習状況の確認や学習指導を行うと

ともに、児童・生徒の健康観察を適切に行う観点から、臨時休業中に登校日を設け、学校の再開に向けて段階的に取り組むこととし、感染症対策を徹底した上で、学校の実態に応じて、回数や形態を考えて、分散登校を実施しました。分散登校を実施したことで、児童・生徒の学習状況や健康状態をより把握することができましたので、6月1日からの学校再開はスムーズに行えたのではないかと感じております。

6月1日に学校が再開し、学校では、子どもたちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動を取るために、感染症の予防や新しい生活様式を指導しております。

児童・生徒のマスクの着用ですが、授業時は全ての児童・生徒がマスクを着用しております。マスクをしてこなかった児童・生徒には、教育委員会より学校に配付しているマスクを提供することとしております。しかし、これからの季節、熱中症の心配もありますので、距離が保てる場合や体育の授業等ではマスクを外す場合もありますし、マスクを外して登下校することもあることから、その際、一定の距離を保てるよう、ソーシャルディスタンスが身につくまで、熱中症予防と併せて、傘を差して登校することを推奨しております。全ての場面ではいきませんが、児童・生徒はマスクを着用し、一定の距離を保ちながら生活しておりますし、給食の時間は話をせずに静かに食べることができ、新しい生活様式を意識しながら生活しております。

児童・生徒一人ひとりが新しい生活を実践できるよう、これからも継続し、指導してまいります。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

子どもたちを見ていますと、この時期本当にかわいそうでした。大人の私たちも3密を避け、日々神経を使ったことだとお察しします。ご父兄に当時の子どもたちの様子を尋ねると、生徒の様子はそれぞれで、のんびりしている子から体調に変化のある子まで様々で、ストレスがたまっていたり、教師や友人とのコミュニケーション不足、学習できない不安を抱えていましたし、保護者も同じ心配をしていましたとのことでした。

もちろん学校の先生方もこのような様子はお分かりだったかと思いますが、まだ学校が再開して数日、子どもたちのメンタルケアを十分にしていきたい。ストレスや学習不安に生徒と向き合い、学校ではどのような対応ができているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

学校が再開してからは、学級の担任や養護教諭等を中心として、今まで以上に児童・生徒一人ひとりの様子を細やかに観察し、気になることがあれば、職員で情報を共有するとともに、素早く対応できるようしております。必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行い、児童・生徒の心のケアを行える体制も取っております。児童・生徒によっては、感染症の情報に関して過剰に反応したり、不安を感じたりすることがあると考えられますので、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童・生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施や、スクールカウンセラー等による支援を行うなど

して、心の健康問題に適切に取り組んでまいります。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

この学校休業中に、学校給食がなくなり、家庭での負担も大きくなるだろうと、ボランティアで子どもごはんプロジェクトを実施してくださった地域の有志団体がいます。ご存じでしょうか。この実現には、家庭での負担も大きくなるだろうと、対象校区の保護者に、まずアンケートを実施し、ヒアリングの結果、ボランティアで子どもごはんプロジェクトを立ち上げたそうです。賛同した企業からの食材提供や個人の支援もあり、学校での受渡し場所の提供もいただいて、9日間で562食の提供をしてくださいました。お弁当は1食300円で、利用した世帯は約70件。給食がなくなった子どもたちやご家庭への支援として、利用された方々からは、温かい支援への感謝の言葉がありました。営利を目的とせず、民間活動支援を数年前にも提言しましたが、町としても支援ができないか、再度提案します。町内では公益事業を行う町民への補助事業として、活用しやすい仕組みや支援への協議はできないでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま水上議員より、営利を目的としない民間活動について、支援できないかというご質問いただきました。

先般、新型コロナウイルスの影響で休校が続いていました町内の小中学生、これは校区が白浜第一小学校、第二小学校、白浜中学校ということで、3つの学校だったと思いますけれども、及び保護者を対象にしまして、給食の代わりとなる昼食を届けようと、有志の皆様がお弁当の提供をしていただいたことは承知しているということでもあります。地域の皆様の自発的な取組に心から感謝をしているところでございます。

現在、町におきましては、自治会等が主体的に進めるまちづくりや地域づくりを行う上で必要な地域環境の整備や、集会所の維持、修繕、まちなみ美化活動等に対する助成を行っており、各地域で幅広くご活用いただいているところであります。また、町以外の支援制度といたしましても、一般財団法人地域活性化センターや、一般財団法人自治総合センター等にも助成制度がございます。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体、NPOでございますけれども、それに対する補助支援につきましては、和歌山県NPOサポートセンター等と連携しながら、支援メニューなどの情報提供についてお手伝いをさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

今後使いやすいそういう助成があれば、もっと活発に民間が自分たちの中でいろいろアイデアを出して動いていただけると。この短期間の間でも、先ほどご紹介しました子どもごはんプロジェクトはたくさんの方が関わられていて、皆さんお仕事を持っておられるのに、料理を作る人から配達する人から、皆分散してボランティアしていただいていたようです。

私は和歌山市で、家族食堂を経営している方にお目にかかったことがあるんですね。そのとき、ちょうど和歌山市長も視察にいらっしやっして、やはりこういうボランティアの方の活動を見せてもらおうと、何か市としても支援できないかと考えているんだというようなことを、和歌山市長も申されておりました。白浜町もこういう民間の活動がもう本当にこの大変なときにありましたから、何とか使いやすいような仕組みや、またそれが官民一緒になって協議できるような場があればと思います。また今後お考えいただけたらと思います。

まちづくりの支援が、町内会とか、確かにあるんですよ。年度に更新するんでしょうけれども、5月にその相談に行きますと、もう枠がないんです。例えば、いろんな団体から、海拔表記をつけてほしいとか、いろいろ要請があったんですが、もう枠はありませんと5月に言われましたし、やっぱりもっと使いやすく。町があるのは防災の備蓄であるとかそういう支援もしていただいているようですが、やはりもっと広く使いやすいような仕組みがあるといいと思いますので、提言させていただきます。

それでは次に、自宅学習できるeライブラリーというツールがありまして、もともと小中学校でも学校にソフトが入っていたところもあったそうで、学校によっては学習機能があることを知らずに、メール配信のみに使っていたそうで、今回ご父兄の要望でIDとパスワードを生徒に配付してもらい、今回のような事態には学びたくても学べない生徒や、不安を感じていた保護者には効果的だったと言います。学校と家庭の学びや伝達ツールとして使えるものなのか、どのようなシステムになっているのかお尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

eライブラリアドバンスと言いますけれども、これにつきましては児童・生徒の学力の定着と向上、そして主体的な学びを豊富なコンテンツと多彩な機能を通じてサポートする学習支援サービス全体のことを言います。その中に家庭で学習を支援する家庭学習サービスというものがございます。今回のような新型コロナウイルス等の影響で、長期間休みになった場合などは、インターネットを通じて家庭学習用の教材を利用することが可能となってございます。議員のおっしゃるように、家庭での学習における有効なツールの1つであるというふうに認識してございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

家庭にネット環境がなかったらもちろん使えないと。ただ今後、私もICT情報通信技術を活用できる施設整備を数年前から要望しております。答弁もいろいろいただきましたが、今回、国の助成を受ける、GIGAスクール構想で、端末整備ができれば、今回のような事態も含め、オンライン教育でサポートできると期待いたします。

ICTを活用した教育を充実させるためには、ICTを日常的に活用できる環境とすることが重要で、普通教室に提示装置の設置やタブレット、パソコンなど情報端末の収納、充電場所の確保と、タブレット、パソコンなどの機器の使用を前提とした机の形状や教室の明るさ、広さについても重要で、電子黒板、実物投影機、そしてDVD動画、パワーポイントなどを活用することで、グラフや資料を効果的に使用し、授業の効率化が図れます。

ただ、どれだけ教室で活用できるか。前にも申し上げましたが、指導する教員のスキルアップが求められます。実際先生方は学校の休業による授業の遅れをカバーしなければならないし、大変だと思いますが、教員の加配などはあるのでしょうか。また、文科省ではICT教育アドバイザー派遣事業もあるそうですが、この活用も求めているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

国が進めるGIGAスクール構想と申しますのは、児童・生徒に向けて1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを、誰ひとり取り残すことがない公正に個別最適化された学びを、全国の学校現場において持続的に実現させるという構想でございます。教育委員会としましても、教育現場のICT化につきましては非常に重要であると認識してございまして、ネットワーク整備につきましては、昨年度の予算におきましてご承認いただいて、繰越事業となっておりますが、通信網につきましては整備を進めております。また、1人1台の端末につきましても、今議会におきまして、予算要求させていただいてございまして、早ければ、今年度中に、全ての学校で整備が整うように努めているところでございます。

ご質問のICTの導入に関する教員の加配というものは特にございません。また、現時点では、ICTの教育アドバイザー派遣事業というものの活用は考えてございません。まずは整備をした上で、教材であったりそうした中身を現場の学校の教職員の先生方と研修を深めて、開催して、スキルアップをまず図っていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

国ではやはり加配をするというようなコメントも出ておりましたから、これも要望すれば何とか白浜町も活用できるのではないかと思ったんですが、県のほうからも、何も今の時点ではお話がないということでしたが、文科省では、不登校の子どもを対象としてICTなどを使った自宅学習を学校が出席扱いにできる制度は、15年前からあるそうです。活用はあまり進んでいないと聞きますが、今回の国の推し進めるICT教育を導入する段階で、民間企業などからの支援を募集し、校内LANなど通信環境の無償提供や、ICT支援員としてサポートなど協力を得られないか早い段階で調査し、公募してはどうかと思います。

次に、授業日数を確保するために、夏休みや土曜授業実施についても検討中とされておりました。夏休み期間中の授業の検討はできたのでしょうか。決定すれば、早い段階で報告することでしたが、教職員の手配や、保護者からは夏場の仕事との兼ね合いがあるので、問合せがあります。早急な対応が望まれますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

夏季休業日に関しましては、県は8月8日から8月16日までとしており、白浜町も県に準じ、8月8日から8月16日までとする方向で検討しているところを、児童・生徒、保護者にお知らせしています。先日の校長会において、学習の進捗状況と夏休みを短縮してでも

授業時間を確保する必要があるか、また、暑い日の教室での授業の在り方などを協議し、6月25日開催の教育委員会に白浜町小中学校管理規則の改正を提案し、承認いただいた後、速やかに学校、児童・生徒、保護者にお知らせするよう準備を進めております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

最近の新聞記事ですが、文科省によると卒業を控える小学6年生や中学3年生については、優先的に分散登校することで、年度内に学習を終えられるよう求める。また、文科省は、これまでの通知で、夏休みと冬休みの短縮や、土曜授業の実施も示しています。遅れた児童・生徒の学習を取り戻すため、ただ最終学年以外では、学習内容の一部を次年度以降に繰り越すことを特例で認める方針を決めたと、5月の発表がありました。別の6月の記事では、新型コロナウイルス感染症拡大による、休校の中・長期化で生じた学習の遅れを取り戻すため、文科省が教科書の内容を授業で取り扱う部分と、家庭学習など授業以外で学ぶ部分に仕分けしたそうです。

学校行事や夏休みなど長期休暇の確保と、年度内での履修の両立を促す狙いがあり、休校期間は地域でばらつきがありますが、状況に応じてモデル案を活用してもらい、文科省が教科書会社と連携し、教科書を精査したところ、記載の1、2割程度は授業以外でも学べるということを確認したそうです。

学習内容は減らさないようにしますということですが、この2つの記事からして整合性はあるのでしょうか。一体どうなるのか、どう判断すればよいのか、不測の事態で児童・生徒には学習への不安が少なからずあると思います。先生方も大変だと思いますが、学びの保障を求め、この質問を終わります。

それでは次に、予防接種や乳幼児健診について、今回の新型コロナウイルス感染症対策についての対応はどうであったのか、お尋ねします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま、新型コロナウイルス感染症による予防接種及び乳幼児健診事業への影響について、ご質問をいただきました。

予防接種につきましては、個別接種方式で実施しておりますが、医療機関での実施体制につきましては平常どおりで、保護者から相談や問合せ等もなく、4月から5月の接種状況につきましては例年同様で、新型コロナウイルス感染症による影響は特にないものと考えてございます。

乳幼児健診につきましては、3月以降延期しており、延期期間中につきましては、対象保護者全員に、電話連絡による育児不安の有無や状況把握をし、必要に応じまして個別に計測や、また、相談、保健指導の機会を設けたところでございます。

5月25日に緊急事態宣言が解除され、5月26日付の厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」により、感染拡大防止に向けた対策を講じた上で、6月下旬から再開の予定となっております。再開に当たりましては、町内医療機関にも実施方法等を相談させていただき、ご理解、ご協力

のもと、延期していました乳幼児も対象に、健診日程を追加し、8月以降は通常スケジュールで実施できる見込みとなっております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

赤ちゃんの予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、重い感染症になる危険性が高まると言われています。厚労省では予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などを基に決められているようで、特に生後2カ月から予防接種を受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていくときに、赤ちゃんがかかりやすい感染症、百日ぜきや細菌性髄膜炎などから赤ちゃんを守るためにとても大切だと聞きます。外出自粛要請などの影響で、規定の期間内に予防接種を受けられなかった場合でも、公費接種ができるようにしていただきたいが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

予防接種法の規定による定期の予防接種につきましては、ワクチンで防げる感染症の発生及び蔓延を予防する観点から、非常に重要でございます。感染しやすい年齢を考慮して、感染症ごとに接種年齢を定めて実施しております。令和2年3月19日付、厚生労働省より出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」では、基本的には引き続き定期予防接種のスケジュールに沿って実施すること。特に乳幼児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、関係者と協力して接種機会の確保を図る必要があること。また、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、接種のための受診による感染症への罹患リスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合など、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行ったものについては、予防接種法施行規則第2条の5第3号に該当するものと取り扱って差し支えないこととされてございます。

住民保健課では、保護者の不安軽減等のため、新型コロナウイルス感染症による影響で、規定の接種時期に定期予防接種ができない相当な理由がある場合につきましては、定期の対象期間を過ぎても、定期予防接種として、公費助成により接種していただけることとし、白浜町予防接種事業実施要綱を改正中でございます。準備ができ次第、町広報やホームページ等で周知いたしまして、特例措置として対応してまいりたいと考えてございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

主な予防接種の対象者数と、接種率はいかがなんでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま主な予防接種と接種率についてご質問をいただきました。

令和2年4月から5月の接種状況につきましては、主な予防接種を前年同時期と比較いたしますと、生後2カ月から開始するB型肝炎は41人、前年は44人でございます。次にヒブ感染症が75人、前年は71人でございます。次に、小児肺炎球菌感染症は64人、前年は70人ございました。令和2年度の対象数が出ないため、比較の指標となる接種率は出せませんが、対象者数は年々減少しつつある中、接種者数に大きな開きもないことから、新型コロナウイルス感染症による影響はないものと考えてございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

お母さん方には、緊急事態宣言の渦中には、乳幼児を連れての外出を避けてきたと聞きました。今回白浜町予防接種事業実施要綱を改正され、特例措置で公費助成を受けられ、周知徹底にも早急にさせていただけるとのことで、機を逃した保護者には朗報です。抜け漏れのないように対応していただきたいと思います。

以上で、これで質問を終わります。

○議 長

以上で、教育と子育て支援についての質問は終わりました。

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 13 時 45 分 再開 13 時 57 分）

○議 長

再開します。

通告順4番、7番 小森君の一般質問を許可します。

小森君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。質問事項は、1つとして、就職氷河期世代の職員採用について、2つとして、保育士就学資金貸付業等についてであります。

初めに、就職氷河期世代の職員採用についての質問を許可します。

7番 小森君（登壇）

○7 番

議長の許可をいただきまして、これから一般質問をさせていただきます。

まず初めに、白浜町行政の進展のために、また現在は新型コロナウイルスへの対応、対策のために、日々丸となって取り組まれておられる井瀬町長をはじめ、職員の皆様方、ここには会計年度任用職員の方々も含めて、全職員の方々に、まず感謝を申し上げます。今後、第2波、第3波が懸念されておりますが、引き続き住民の安心安全のために取り組んでくださいますよう、よろしく願いいたします。

さて、今回の一般質問、就職氷河期世代の職員採用に先駆けてではあります、昨年9月、町職員による不祥事が起こり、町職員並びに住民に対しましても不安と不信感を抱かせてしまう、そういうことが起こりましたが、その後どのような再発防止策を講じておられることでしょうか。ちなみに職員の資質向上を目的とした人材育成基本方針に基づいて取り組んでいる自治体も多数ありますけれども、現在白浜町では、どのように取り組まれていることか、まず初めに、当局の答弁をよろしく願いいたします。

○議 長

小森君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま小森議員から、昨年9月に起こった職員の不祥事に対する再発防止策、並びに職員の資質向上を目的とした取り組みについてご質問をいただきました。

職員の不祥事につきましては、町民の皆様をはじめ、議員の皆様にも多大なご心配とご迷惑をおかけし、町行政に対する信頼を大きく失墜させてしまったことは、誠に申し訳なく思っています。事件発覚後、再発の防止に向けて、私から全職員に対して、綱紀粛正と法令遵守の徹底を訓示いたしました。また、適正な公金等の取扱いのため、各課で保管している金庫の管理方法、各課で担当する各種団体の通帳等の保管方法、各課事務室の鍵の管理方法などを見直し、今後二度とこのようなことが起こらないよう、私をはじめ職員が一丸となって再発の防止と信頼の回復に取り組んでいます。

次に、職員の人材育成につきましては、白浜町人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上と政策形成能力の育成を図るため、白浜町職員研修等協議会においても、毎年度、職員研修大綱を掲げ、急激な環境変化に対応できる職員の資質向上や新時代に対応できる政策形成能力を養成していくことを目指し、職員研修等を実施しています。また、和歌山県や各種機関が開催する研修会等にも参加をし、研さんを積んでいます。

なお、再発防止策の詳細につきましては担当課長から答弁をいたします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

職員の不祥事の再発防止については、職員の不祥事の再発防止について、各所属長宛てに適正な公金の取扱いについてを通知したところです。

内容として、1つ目として、各課で公金等を保管している手提げ金庫は、原則業務終了後、出納室へ持ち込み、出納室の金庫で一括保管する。各課で設置している金庫についても十分な管理体制を持って保管をすること。

2つ目として、定期的に金庫内に保管している前渡金等の金額確認を行い、残額を管理簿に記載する。不定期で各課において管理している団体の運営資金、前渡金等を抜き打ちでチェックを行う。

3つ目として、各課で担当する団体の通帳等の保管については、正副担当者で通帳と印鑑、またはカードを別々に所持し、適切に管理をすること。入出金をする際には、支出負担行為等を作成し、必ず上司の決裁をもらうこと。

4つ目としまして、業務終了後は各課の事務室は必ず施錠し、鍵を適切に保管すること。本庁舎については原則施錠後に宿直員または日直職員に預けること。時間外や休日等で職員が鍵を借りに来た場合は、鍵の受渡し簿への記入を徹底することとなっており、この4つの項目について、各課に遵守するよう指示をしたところです。

以上です。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

最近発行された広報しらはま6月号では、現在の職員数の状況等について記載されておりましたが、一般行政職以外にも、その中には教育職や消防職を含めた職員数の推移が記されておりました。最近では、比較的若年層世代の職員の離職が少なくないということを知ることがあります。もちろんどのような理由で退職されたかは分かりませんが、退職されていく職員一人ひとりにも、諸般の事情があつてのことではありますから、この場で退職された理由を聞くわけにはいきません。しかし、この3年間ぐらいにおいて、定年退職以外に一体どの程度の職員が退職されているのでしょうか。当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま小森議員から、この3年間の職員の退職数ということでご質問いただきました。

定年退職者、勸奨退職者、自己都合退職者、期間満了による退職者を合わせて、平成29年度は4人、平成30年度は20人、令和元年度は14人となっています。うち20代から40代までの若年層世代の正職員の退職者については、平成29年度はゼロ、平成30年度は8人、令和元年度は4人となっています。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

これまでも、世代間のバランスを重視された職員の組織体制を構築されてきたことは存じますが、若年層世代の離職率がこれほど顕著になってきますと、少なからず、今後、いろいろな場面において影響が出てくるのではないかと考えることができると思います。

そこで、このような現状を踏まえ、今後の職員採用に関しましても、従来どおりの採用試験を実施し、補充していこうと考えておられることでしょうか。当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

職員の採用については、例年、白浜町定員適正化計画に基づき、安定した住民サービスを維持することや、新年度における各種事業を柔軟にかつ積極的に進めていけるよう、白浜町職員定数条例における職員の定数やその年での退職者数等も考慮して、職員採用計画を作成し、試験を行っています。職員採用計画では、一般事務職においては、年齢別職員構成を5歳ごとに8区分に分けた人数を算出し、職員全体の年齢バランスも考慮しながら、年齢別職員数の平準化を図るため、人員が不足している年代を募集しているところです。

なお消防職においては、白浜町消防職員の任用に関する規程において、年齢が18歳以上28歳以下の方と規定されています。また、その他の資格を有する職種についても、全体の年齢バランスを考慮して、特に人員が不足している年代を募集しています。

今後においても幅広い視野で住民サービスが低下することのないよう、適正で適切な職員の採用に努めていきたいと考えています。

○議 長

○7 番

既にご存じかとは思いますが、昨年の6月11日、政府は、経済財政諮問会議において、就職氷河期世代支援プログラムを骨太の方針原案に盛り込みました。そこには、就職氷河期世代の正規雇用者を、今後3年間に於いて30万人増やすと明記されています。

就職氷河期世代とは、簡略にこの場で申しますと、バブル崩壊後の1993年から2005年までに学校卒業期を迎え、就職活動が非常に厳しかった世代のことを表しています。現在では、大学卒の37歳から49歳、高校卒の34歳から45歳の方々が該当していると言われています。人口比率で言えば、この世代、大体三十三、四歳から四十九歳までは、全国で約3,200万人いると、そういう方々が対象とされていると言われています。当然2040年頃にはこの年齢の方々というのは高齢者へと変わっていきます。私も実はこの世代の1人でありまして、特にこの世代は、新卒時に安定した職業に就くことができず、非正規雇用やフリーターのまま現在に至る人、あるいは本人の意に反して、実際働く場所を持たない方や持てない方々も多く存在しています。

このような就職氷河期世代の不安定な雇用状況や貧困が格差社会を助長し、さらには少子化や社会不安の要因ともなっている、そのように言われています。したがって、この世代の方々がこのような状態を続けていけば、不安定な暮らしのまま現役時代を送り続け、やがては高齢者になってからも苦しい生活を余儀なくされてしまう。そういう場合も考えられるわけですから国は、緊急的な救援策として、集中支援を打ち出した。そういうふうには、思われるわけでありまして。これが俗に言う就職氷河期世代活躍支援プランという、そういうものを国は打ち出して、何とかこの世代を救済していこうと、そういうプランを打ち出したわけでありまして。

昨年7月には、兵庫県宝塚市が、就職氷河期世代を対象とした市職員の正規採用試験の募集を開始しました。非常に全国的に話題となったということは言うまでもありません。現在では、全国の自治体においても実施を検討し始めています。特に和歌山県内でも、和歌山県や新宮市におきましては、若干名ではありますが、既に実施されていますし、今後、この世代の職員採用を前向きに検討している県内自治体も少なくはありません。

そこで、令和3年度以降の職員採用試験におきまして、就職氷河期世代を対象とした一般行政職員枠を加えることで、町職員採用という取り組みを通して、この就職氷河期世代への支援策、対応策への一助となっていく、今後そのようにつながっていくことではないかと考えるわけでありまして、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

就職氷河期世代を対象とした職員採用試験につきましては、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、正規雇用機会に恵まれなかった方々を対象に実施されているものであり、議員ご指摘のとおり、和歌山県内においても、和歌山県、和歌山市、新宮市、湯浅町で採用試験が実施、または実施が予定されております。

国では、政府を挙げての本格的支援プログラムが示されるなど、現在、30代半ばから40代半ばに至っている世代で、希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就いて

いる方々を支援していくことは非常に重要なことであると考えています。

就職氷河期世代の対象となる方の中には、働く意欲はあるが、働く場がなく、チャンスがあれば活躍できる能力を有した方も数多くおられると思われますので、こういった方々を支援していけるよう、今後多方面から検討していきたいと思ひます。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

本日は、そうした就職氷河期世代の方々を対象とした正規職員採用試験の導入について提言をさせていただいておりますが、実は和歌山県では、この就職氷河期世代だけではなく、この世代を幅広く採用するため、職務経験者を対象としたUIターン型の採用試験も実施されているようであります。つまり、UIターンを通して、移住化促進へとつなげていくと。そういう取り組みも和歌山県ではされているようであります。

昨今、グローバル化がより一層進む現代社会において、様々な分野で細分化が求められており、また、図られています。当然それぞれに適用する幅広い人材が求められていることも周知の事実でありましょう。また、直近では、国会において、国家公務員法等の一部を改正する法律案が諸般の事情により廃案となりましたが、今後の超高齢化社会を想定していく場合、国家公務員をはじめ、地方公務員の定年延長が避けて通れない課題となってくることは言うまでもないことであります。

したがって、就職氷河期世代を幅広く採用していくということは、支援策とともに、様々な分野で経験された人材をも登用していくことで、これからの白浜町のまちづくり政策に大きな意味と役割を持つことへとつながってくるのではないのでしょうか。

このような視点から、ぜひ、こういう世代の方々を採用するに当たって、前向きに検討していただきたく思ひながら、最後に、当局の答弁をよろしくお願ひいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員ご指摘のとおり、和歌山県では、就職氷河期世代を対象とした採用試験に加えて、県外の民間企業や公的機関での経験で培った経営感覚や柔軟な発想力を生かしていくことを目的に、UIターン型の採用試験も実施されています。

白浜町人材育成基本方針では、新しい時代において職員に求められるものは、住民の視点に立って、職務の課題を的確に捉え、施策を遂行するための必要な能力と意欲を持ち、未来に向かって挑戦する精神にあふれた職員を目指すべき職員像としています。そのために、幅広い視野で、これまで培ってきた経験や発想力を生かして、町の発展のために貢献していただける方を登用していくことは、今後のまちづくりにおいてとても重要であると考えています。当町におきましても、定員管理の状況もありますが、県内及び県外の先進地の状況も考慮しながら、今後の職員の人材育成も含めて、幅広く検討していきたいと思ひます。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

この質問は以上で終わります。

○議 長

以上で、就職氷河期世代の職員採用についての質問は終わりました。

次に、保育士就学資金貸付事業等についての質問を許可します。

7番 小森君（登壇）

○7 番

2番目の質問とさせていただきます。保育士就学資金貸付事業等について質問させていただきます。

昨年、我が国の出生数は90万人を割り、86万人となりました。全国で生まれた赤ちゃんは86万人と。2017年の国立社会保障人口問題研究所では、86万人ぐらいの出生数になるのは、大体2021年頃ではないかと予測していたわけですが、それが2年前倒しになったというわけです。いよいよ人口減少、少子高齢化が進む結果になっているという結果でありまして、4年連続100万人以下の出生数となりました。将来の社会形成を考慮する上で、少子化問題は、国だけでなく地方都市をも含めてかなり難しい問題や課題が表れてくると、より一層厳しい時代が待ち受けているということが予想されてくると思うわけがあります。

先日、民生課幼児対策室より第2期白浜町子ども・子育て支援事業計画なるパンフレットが発行されました。その3項目目、子ども子育てを取り巻く現状では、平成27年度以降、白浜町におきましても、子ども人口は3,000人を割り続けており、どの年齢層においても減少傾向が今後も続くであろうと記されています。その背景には、ここ数年、和歌山県内の高校を卒業すると、約6割の学生が進学や就職のため県外へと移っていくと言われております。つまり4割の学生しか県内に定着しないというのが今の実情であります。ここ白浜町でも、そうした状況を踏まえ、若年層の地元定着率が低く、出生数の減少にもかなり影響していることではないかと考えるわけです。

しかしながら一方では、女性の労働力率を見る限り、30代前半と40代以降で上昇している傾向があり、女性の就労が拡大していることが記されています。また、同時に、現代では、20代から50代にかけてはいずれも高い就労率になっており、今後も就労中の母親への子育て支援を展開していく必要があると、そのように、最近発行されたパンフレットにはまとめられていました。

そこで、子育て並びに女性の就労を支援する施設、町内に設置されている保育施設を取り巻く現状と職員数、ここには正規職員と会計年度任用職員の割合、並びに職員の年齢構成について、まず初めに、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

保育施設を取り巻く現状と職員並びに年齢構成についてご質問いただきました。

町内には、公立保育園4園、私立保育園2園が設置されています。入所率は低下傾向にあります。待機児童の発生はなく、保護者の利用希望は充足している状況にあると考えています。

町内の公立保育園、幼稚園の職員数については、正職員が35名です。正職員のうち、20代から30代の女性が多いため、産休等で休んでいる職員が10名で、現在勤務している

職員は25名となっています。会計年度任用職員は、フルタイム、パート職員、合わせて58名となっております。職員、会計年度任用職員の年齢構成については、20代が17名、30代が21名、40代が27名、50代が17名、60代が11名となっております。

○議長

7番 小森君（登壇）

○7番

国の出生数が減少傾向にあっても、多くの自治体、特に都市部ではいまだに待機児童の解消がなされていない現状があります。その理由の1つに、保育士不足が懸念されており、多くの保育施設では定員増加に至っていないわけであります。

現在都市部の民間保育施設等では、全国の保育士養成学校へ、好条件の求人票を出し、都市部の保育施設への引き抜きが顕著に見られている、そういう現状があるわけです。また、保育士の労働環境は、長時間勤務と低賃金という大変過酷な状況に置かれ、離職率の高い職業であるとも言われています。その背景には、民間施設を対象とした、補助金みたいなものですが、国からの給付金に格差が地方と都市部では生じているため、給与面に関しても、都市部と地方では大きな差が生まれている。その結果、地方都市でも保育士不足が叫ばれており、待機児童解消が進んでいない状況が起こり得るのです。つまり、負の連鎖が全国的に波及しているというのはそういう状況があるからであります。

このような状況を踏まえ、白浜町出身の学生におきましても、保育士の養成学校へ進学した場合、卒業後なかなか地元には就職しない。正直言ってできないという、そういう場合も考えられるわけであります。現在白浜町から熊野高校へ進学し、卒業後、保育士の養成校へと進学した学生は、平成29年度が1名、30年度が1名、直近の令和元年度では2名、そして、神島高校から、養成校へ進学した学生は、平成30年度が2名、令和元年度が3名と。つまり、この2、3年の間に、白浜町出身の学生9名ほどが、現在保育士の養成校へと進学していると、卒業した学年もありますけども、進学しているわけであります。

そこで、白浜町の10年後、いや、将来を見据え、子育て環境をより充実させていくためには、彼らのような若い人材が必ず必要となってくるわけでありますけども、このような現状を踏まえて、白浜町として何か取り組みなどはされていることであらうでしょうか、当局の答弁をお願いいたします。

○議長

番外 民生課長 中本君

○番外（民生課長）

子育て環境をより充実させていくための取り組みについてご質問いただきました。

議員からもございましたように、全国的に都市部を中心に待機児童が発生しており、国や各地方自治体でも、その解消に向け様々な取り組みがなされております。国では、平成25年度に、待機児童解消加速化プランを策定し、平成29年度末までに40万人分の保育の受皿を確保することとされました。また、女性の就業が大きく進んだことや、子育て支援新制度が施行されたことで、全国的にも保育の利用申込者数は大幅に伸びたとも聞いております。当然、受皿となる保育施設も整備する必要があり、併せて保育の担い手である保育人材の確保が重要となります。

現在、当町では、過去5年にわたり、待機児童数はゼロ人となっております。待機児童数が

発生していないといったところもあり、保育士を確保することを目的とした養成学校などへ進学した学生への町独自の支援などは、今のところ実施していないのが現状でございます。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

政府は、子育て支援策の一環として、平成28年度から3か年にわたり、保育士修学資金貸付事業を各都道府県において既に実施しております。保育士修学資金貸付事業とは元来、保育士養成施設の入学者を増やすとともに、卒業後に県内、つまり、地元ですよね。県内の保育施設就職する保育士を増加させることにより、保育士確保を図るものであると、そう言われています。全国の都道府県でそのような取り組みがされています。

和歌山県では、こども未来課より委託を受けた和歌山県社会福祉協議会がその業務を行っています。現在和歌山県全体では、平成28年度が69名、平成29年度が99名、平成30年度が88名、令和元年度は80名の合計336名の学生や、既に養成校を卒業した卒業生がこの修学資金を利用しております。しかしこの制度の問題点は2つありまして、1つは実際、3か年の限定措置として実施された施策であり、和歌山県では、国からの補助金の原資がまだ残っているということもあって、今年度、令和2年度も継続して実施できると、そう言われて今年度も実施されているそうでもありますけども、次年度以降の実施については不透明であると言われております。

2つ目は、この保育士修学資金貸付事業を利用している学生は、卒業後、地元に戻るのではなくて、和歌山県内のどの幼保施設においても5年以上就労すれば返済しなくてもよいという条件から、仮にこの紀南地方から県内外の保育士養成校へ進学した場合、卒業後、白浜町へ戻ってこない場合が想定されてくるということです。白浜町出身の学生が、養成校卒業後、和歌山市内や、紀の川沿線のところの施設に就職すれば返済しなくてもよいと、そういうところがあるわけです。

そこで、若者の流出が続く中、保育士修学資金貸付事業を実施することで、卒業後、白浜町内の幼保施設に勤務していただきたい、この地域の子育て支援を担っていただきたいと考えるわけでありまして、このような取り組みに対しては、当局はどうでありましょうか。当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

保育士修学資金貸付事業等について、ご質問いただきました。

議員のおっしゃるとおり、保育士確保は保育園運営におきまして重要な課題であり、議員がおっしゃっている保育士修学資金貸付事業は、令和2年度も実施されるということで、県担当課より通知が来ております。

全国的に保育士不足が叫ばれている今日、子育て支援を充実させる上で、保育士を確保することは、各自治体において共通の課題であると思っております。白浜町で生まれ育ち、保育士を目指して県内外の養成校へ進学し、保育士として若い人材が地元に戻ってこないということは、町にとっても大きな損失だとも思っております。

先ほど議員からは、県が実施しております貸付制度や利用者数などに関し、詳細なご説明

をいただきました。

町内の公立保育園でも、毎年、地元出身の実習生を受け入れておりますが、その際に卒業後は地元へ帰ってきてほしいと、園長からも話をさせていただいております。

本町における保育士の採用状況は、都市部などと比較すると非常に少なく、県が実施しているような、貸付事業制度が適しているのか、検討する必要もあると思いますが、町内には私立保育園などもございますので、そうした施設での採用状況なども含め、どういった支援があるのか、また考えられるのか。これから検証できればと思っております。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

現在新型コロナウイルスの影響により、多くの大学生や短大生、専門学校生は大変厳しい中で過ごさなければなりません。特に保護者の方々の収入は大幅に減少し、在学中の5人に1人が休学もしくは退学を検討していると、そのような報道がされていました。

本来でしたら、そのような学生全般に向けた奨学給付金についても申したいところでありますが、今回は、保育士修学資金貸付事業に限定しておりますので、少なくとも県内外の保育士養成学校へ進学している家庭においても大変負担が重くなっているのではないかと考えるわけであります。特に学費とともに下宿代や生活費の負担がありますので、非常に重くなっているのではないかと考えるわけであります。現在短大でしたら、入学金と学費2年分を想定しますと、約200万円から250万円ほどかかってきます。そこへ下宿代や生活費が必要となってくるわけですから、このような状況の中で、保護者や学生本人は相当な負担が強いられていることと思えます。

ですから、将来の白浜町の子育て支援環境を充実させていくためには、さらに若年層の定住化促進へとつなげていくためにも、このような事業を白浜町単独で実施する意味があるのではないかと考えたわけであります。

また、移住者の大半は、30歳世代の子育て中の方々が中心でありますから、そのような方々の多くが、その町の子育て環境も十分に考慮しながら移住先を選定する、決める場合が少なくないと言われております。ならばそのような環境を整備していくことで、第2次白浜町長期総合計画に記されている、住みたい、住みたい、住んでよかったと感じられる魅力あふれる白浜町を形づくっていくことへとつながることではないかと思うわけであります。当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

子育て支援事業の環境整備についてご質問をいただきました。

新型コロナウイルスの影響が大学生活にも深刻に及んでいることは、報道等で承知しております。特に、地元を離れ、ひとり暮らしをしている学生にとっては、生活費なども重くのしかかり、本当に不安な日々を送っているものと思っております。

地元白浜を離れ、保育士を目指す学生も同様だと思っております。

そうした学生を支援するため、町独自の制度を創設してはどうかというご提案をいただいたものと思っておりますが、現在、国からも、新型コロナウイルス感染症の影響で学費等の

支援が必要となった学生への奨学制度や、学生緊急支援給付金といった制度が創設されておりますので、保育士を目指す学生に限らず、まず、そうしたものを活用いただければと思っております。

また、移住を考えておられる方は、例えば、自然豊かな中で子どもを育てるといったことなど、様々なライフスタイルを求め、移住してくるものと思っております。ただ、町の将来像を描く上で、子育て環境を充実させることは、これからのまちづくりにとって大きな施策の1つであると思っており、議員がおっしゃるように、若い世代にとっても魅力を感じることでできるまちづくりにつながるのではないかと思っております。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

最後の質問になるわけですが、最後にこのような事業への取り組みは、白浜町の子育て支援や女性の就労環境を支援する働きとして、大変重要な施策であると同時に、現在、公立の幼保施設で従事する職員構成におきましても大きな影響を与えてくることにもつながってくると思います。

その理由は、現在、公立の幼保施設における町職員の保育士は約3割、それ以外の職員は、会計年度任用職員や臨時任用職員の約7割をもって構成しているからであります。

私は常々、民間にできることは民間で、官ができることは官でという発想を強く持っております。

現在の白浜町を取り巻く環境では、現状を想定して幼保施設を運営していく場合、これ以上保育士の正規職員を増やすことは非常に難しいと言わざるを得ません。それは先ほども担当課長がおっしゃっていたように、やっぱり適正化計画があるので、これ以上正規の保育士を増やすというのは、なかなか現状では難しいと。とすれば、たとえこのような保育士修学資金貸付事業を利用して地元に戻ってきたいと熱望している学生がいたとしても、就労する条件が整わず、結果として、町外の幼保施設に就労してしまうことへとつながるのではないかと、そのように考えるわけであります。

それでは、若年層の地元定住をはじめ、移住促進事業へとつながっていかないことも十分想定されてくるわけであります。

ですから、地元に戻ってこられる環境づくりを推進するためにも、また、今働いておられる残りの7割の会計年度任用職員や臨時任用職員の保育士が安心して子育て支援業務を担っていただく、そういうふうにつながっていくためにも、既に公立の幼保施設を民間委託していくという、そういうことを考えるときに来ているのではないかと、そういうことを検討する段階に来ているのではないかと思うわけであります。

その結果、白浜町の子育て支援事業の環境整備と女性の就労環境を促進していくことへとつながっていくのではないのでしょうか。つまり、7割の任用職員の方々が民間に委託することで、そちらで安心して保育士業務をすることができると。そういうことで、子育て支援の環境整備と女性の就労環境を整えていくと、そういうことへとつながっていくのではないかと思うわけであります。

町長は、今定例会の冒頭において、町政を前に進めるために、将来を見据えた中・長期的なビジョンを示すとともに、活力と躍動感ある新しい時代にふさわしいまちを創造するため

云々と述べておられましたが、特に将来を担う若年層世代や子どもたちに向けて、白浜町の将来のまちづくりを一体どのように考えておられることでしょうか。

最後に、そのことも含めて、当局の答弁をよろしく願いいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ただいま議員から、子育て支援や保育士の就労環境全般にわたる質問、またご提言をいただいたものと承知しております。

町立保育園における就労状況に関しましては、議員からもございましたように、正職員が3割程度、また会計年度任用職員が約7割程度という構成で、日々の保育業務を担っていただいているところであります。議員からは以前より、民間にできることは民間でというご提言をいただいております。町でもこの4月より、業務の効率化やサービスの向上につながるよう、各分野で委託可能な業務について、本格的な包括的民間委託の導入を進めてきたところでございます。

進学のため県外へ行かれた学生の方につきましては、卒業を機に白浜に帰ってきてほしいという思いは、私も強く思っております。ただ卒業後の就職先として、都市部を希望される学生が多いことや、町内での保育士の採用が少ないといったこともございますので、議員からご提案いただきました修学資金貸付事業も含め、どういった形での支援が適しているのか、検証をできればと思っております。

また、ご存じのように、第2次白浜町長期総合計画が作成されておまして、その中にもありますように、これまで子育て支援の推進に取り組んでまいりました。学童保育所を増やし、受入対象を高学年まで拡充するなど、子育て世代への支援を行ってきました。重要なことは、地域ぐるみで子育てを推進するとともに、妊産婦から乳幼児、児童・生徒までの切れ目のない子育て支援体制をつくることであります。

今年の3月には、第2期の白浜町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。その基本理念は、地域ぐるみの支え合い、助け合いの子育ての喜びを実感できるまちで、3つの基本目標に沿って推進していきます。

1つ目は子どもの人権が尊重され、生きる力を育むための環境づくり、2つ目が子どもを育てる喜びを実感できる環境づくり、3つ目が子どもを安心して育てることができる環境づくりの3つでございます。その中で指摘されている課題としましては、子育てにかかる経済的支援をどうしていくのか、あるいは保育サービスをどのように充実させるかなどが課題として挙がっております。

これらの課題を解決すべく、次世代を担う子どもたちが生き生きと健やかに育ち、子育て世代が安心して暮らしていけるまちづくりを目指したいと考えています。白浜町は、子育てがしやすい、あるいは住んでよかったと感じてもらえるまちづくりを進めてまいります。議員のご指導、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議 長

以上をもって、小森君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は、6月19日金曜日午前10

時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、 14 時 43 分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 6 月 18 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員

白浜町議会議員